

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「東日本大震災からの復旧・復興事業における入札不調について」

平成25年7月

会計検査院

東日本大震災に係る全国の避難者等の数は、復興庁によれば、平成25年4月4日現在で約30万9千人とされており、また、被災地からの人口流出も顕著となっているため、一刻も早い被災者の生活再建と安定が急務であり、早期の復旧・復興事業の実施が求められているところである。一方、地震及び津波により甚大な被害を受けた岩手県、宮城県、福島県等における復旧・復興事業に係る工事において、入札不調が発生しているところである。

このような状況の下、集中復興期間を中心に工事の発注量が膨大なものとなることが見込まれていることから、事業の速やかな実施のためには、入札不調の発生を抑制するための対策を的確に講じることが重要である。

本報告書は、以上のような経緯等を踏まえて、東日本大震災からの復旧・復興事業における入札不調について検査を実施し、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成25年7月

会計検査院

目 次

1	検査の背景	1
(1)	東日本大震災の概要	1
(2)	国の復旧・復興計画への取組	1
(3)	災害復旧事業等の概要	2
(4)	国及び地方公共団体の入札及び契約制度	3
(5)	国の入札不調への対応	5
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	5
(1)	検査の観点及び着眼点	5
(2)	検査の対象及び方法	6
3	検査の状況	7
(1)	入札不調の発生状況等	7
ア	入札不調の発生状況	7
イ	入札不調が発生することによる工事の遅延状況	14
(2)	東北3県における労働者、建設資材の需給の動向等	15
ア	労働者の需給の動向等	15
イ	建設資材の需給の動向等	16
(3)	国が講じている入札不調対策	18
ア	技術者や技能者の確保のための対策	19
イ	予定価格等の適切な算定のための対策	20
(4)	入札不調対策の導入状況、活用実績等	23
ア	事業主体における入札不調対策の導入状況及び活用実績	23
イ	復興JV制度の活用	24
(5)	事業主体における独自の入札不調対策	27
ア	地域要件の緩和	27
イ	施工実績要件の緩和	29
ウ	等級要件の緩和	30
エ	建設資材の不足に対する事業主体の対策	31
(6)	入札不調対策等に対する意識調査	33
ア	24年10月から25年3月までの入札不調の発生割合	33
イ	東北3県及び近隣3県に所在する建設事業者に対する意識調査	34
4	所見	42
(1)	検査の状況の概要	42

(2) 所見 44

巻末別表 47

- ・ 本文及び図表中の数値は、表示単位未満を切り捨てている。
- ・ 上記のため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある。

事 例 一 覧

(1) 入札不調の発生状況等

- [一般競争入札において入札不調となり、工事を追加して再度公告入札した事例]
＜事例1＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- [指名競争入札において入札不調となり、複数の工事を合わせて再度公告入札した事例]
＜事例2＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- [随意契約において入札不調となったが工事を実施できる期間が限られているため、およそ1年後に見積合わせを実施した事例]
＜事例3＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

参 考 事 例 一 覧

(5) 事業主体における独自の入札不調対策

- [当初の入札から地域要件を緩和したところ、契約に至った事例]
＜参考事例1＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- [入札不調となった後に地域要件を緩和したところ、契約に至った事例]
＜参考事例2＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- [入札不調となった後に、町内又は隣接市内から東北地方にしたところ、同町の区域外の者と契約に至った事例]
＜参考事例3＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- [入札不調対策として、施工規模については要件とせず、総合評価落札方式で考慮することとした事例]
＜参考事例4＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- [特殊な工種の工事のみに施工実績要件を付している事例]
＜参考事例5＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- [本来、B等級に属する建設事業者に入札参加が認められる工事について、C等級に属する建設事業者の入札参加も認めている事例]
＜参考事例6＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- [A等級及びB等級に属する建設事業者に、本来、それぞれの上位等級に属する建設事業者に入札参加が認められる工事への参加を認めている事例]
＜参考事例7＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

東日本大震災からの復旧・復興事業における入札不調について

検 査 対 象	国土交通省、農林水産省、東北地方整備局、東北農政局、3県、21市町		
事 業 の 根 拠	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）等		
災害復旧事業等の概要	東日本大震災における地震及び津波により被災した河川、海岸、道路等の公共土木施設等を復旧する事業等		
災害復旧事業等 に係る工事の入 札等の件数及び 契約金額	入札等の件数	4,538件	
	契約金額	5622億9170万円	
	（平成23年10月から24年9月まで）		
	直轄事業	1,123件	2576億1636万円
	補助事業	3,415件	3046億7534万円
	（国庫補助金等相当額 2081億8133万円）		

1 検査の背景

(1) 東日本大震災の概要

平成23年3月11日に三陸沖を震源地として宮城県北部で最大震度7を観測するなどの巨大地震が発生した。そして、同地震及びこれにより発生した津波により、岩手県、宮城県及び福島県（以下「東北3県」という。）を中心に太平洋沿岸部及び内陸部の広範囲にわたり、河川や海岸の堤防、橋りょうなどの公共土木施設等が全壊するなどの被害を受けることとなった。

(2) 国の復旧・復興計画への取組

東日本大震災からの復旧・復興は我が国の大きな課題となっており、国は、地方公共団体、民間等と連携し、ライフライン、河川、道路、港湾、下水道等の社会基盤の復旧を急ぐとともに、将来を見据えた復興への取組を進めていかなければならないなどとして、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的として、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）を制定している。そして、国は、23年7月29日に、同法に基づき「東日本大震災からの復興の基本方

針」を決定して、被災各県の復興計画等を踏まえ、復興期間を23年度から32年度までの10年間とし、特に、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から、復興需要が高まる当初の5年間（23年度から27年度まで）を集中復興期間としている。

また、国は、5年間の集中復興期間に実施する事業等の規模については、国と地方（公費分）とを合わせて少なくとも23.5兆円程度と見込んでいる。

そして、23年度から25年度までの国土交通省及び農林水産省の復旧・復興に係る予算の推移は、表1のとおりとなっている。

表1 復旧・復興に係る予算の推移（平成23年度から25年度まで）（単位：億円）

年度 所管	平成23年度			24年度		25年度
	1次 補正予算	2次 補正予算	3次 補正予算	当初予算	補正予算	当初予算
国土交通省	1兆1489	—	7864	4162	73	5078
農林水産省	2881	198	7223	958	32	3048
計	1兆4371	198	1兆5088	5120	106	8127

（注） 平成24年度の当初予算からは東日本大震災復興特別会計の分（東日本大震災復興交付金は除く。）が含まれている。

（3）災害復旧事業等の概要

国は、災害の速やかな復旧を図ることを目的として、河川、海岸、道路、港湾、下水、漁港等の施設が被災した場合には公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号。以下「負担法」という。）により、農業用施設等が被災した場合には農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）により、公営住宅が被災した場合には公営住宅法（昭和26年法律第193号）により、地方公共団体の財政力に適応するよう、復旧に係る費用の一部を負担することとしている（以下、国又は地方公共団体が負担法等の対象となっている上記の公共土木施設等を復旧する事業を「災害復旧事業」という。）。

そして、国は、地方公共団体から提出された資料、実地調査の結果等により、災害復旧事業費等を決定している（以下、決定された災害復旧事業費等を「査定決定額」という。）。

東北3県における東日本大震災に伴う事業別の被災の査定箇所数及び査定決定額は、表2のとおり、直轄事業及び補助事業の合計で、岩手県が4,366か所、6594億余円、宮城県が15,848か所、1兆5092億余円、福島県が7,864か所、3160億余円となっており、

23年度から災害復旧事業が実施されている。

表2 被災の査定箇所数及び査定決定額の状況

(単位：箇所、百万円)

事業名	岩手県				宮城県				福島県			
	直轄事業		補助事業		直轄事業		補助事業		直轄事業		補助事業	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
河川	9	609	161	94,288	133	130,091	337	247,127	13	433	292	35,354
海岸	—	—	155	271,529	5	112,341	391	266,394	—	—	135	99,413
砂防	—	—	16	96	—	—	9	777	—	—	10	232
道路	118	10,460	1,587	24,030	137	16,771	5,752	166,436	99	6,521	2,523	31,468
港湾	26	84,190	145	16,690	13	10,360	215	36,477	22	49,040	115	20,544
下水道	—	—	55	13,902	—	—	743	290,422	—	—	136	19,108
公園	—	—	18	512	1	464	150	5,646	—	—	73	1,148
住宅	—	—	321	96	—	—	5,120	2,998	—	—	3,035	2,338
漁港	—	—	1,254	138,978	2	14,584	1,302	136,961	—	—	133	16,745
農業	—	—	501	4,047	7	47,714	1,531	23,695	2	3,983	1,276	29,689
計	153	95,260	4,213	564,172	298	332,327	15,550	1,176,938	136	59,978	7,728	256,044
直轄と補助の合計	箇所数 4,366 金額 659,432				箇所数 15,848 金額 1,509,265				箇所数 7,864 金額 316,023			

注(1) 直轄事業は東北地方整備局、東北農政局等の合計であり、補助事業は県及び市町村の合計である。

注(2) 本表は、震災後から平成25年2月25日までの査定決定額等である。

注(3) 海岸には河川海岸、港湾海岸、漁港海岸及び農地海岸が含まれている。

注(4) 砂防には砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設が含まれている。

注(5) 道路には道路及び橋りょうが含まれている。

そして、東北3県及び管内市町村は、被災した海岸、河川、下水道等の公共土木施設等の災害復旧事業については、おおむね27年度の完了を目指すこととしている（福島県内の帰還困難区域等を除く。）。

また、国は、東日本大震災による被災者の居住の安定確保を図るための災害公営住宅整備事業、三陸沿岸道路の緊急整備事業、津波に対してより強度のある堤防等の整備事業等の復興事業について、復興に係る費用を負担することとしている。

そして、津波による被害を受けた沿岸部の市町村においては、復興に向けたまちづくり計画を策定するなどして、計画的に復興事業を実施することとしており、今後、災害復旧事業に続き復興事業に係る相当量の公共工事の発注が見込まれている。

(4) 国及び地方公共団体の入札及び契約制度

国は、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）等に従い、地方公共団体は、地方自治法（昭和22年法律第

67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)等に従い、それぞれ入札及び契約の事務を実施しており、契約を締結する場合には、原則として一般競争入札に付さなければならないとされている。ただし、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争入札に付す必要がない場合、一般競争入札に付すことが不利と認められる場合等においては、指名競争入札に付すことができるとされている。また、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付すことができない場合等は随意契約によることができるとされている。

そして、国は、予決令により、必要があるときは、契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事等の実績、経営の規模等について一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めることができるなどとされている。また、地方公共団体は、施行令により、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、契約の種類及び金額に応じ、工事等の実績、経営の規模等を要件とする資格を定めることができるなどとされている。

これにより、事業主体となる国及び地方公共団体は、建設事業者の施工能力に応じた発注を行い、適正な工事の施工を確保するなどのために、あらかじめ入札に参加を希望する者を対象に資格審査を行い、その結果により、建設事業者を4段階等の等級に区分するとともに、各等級ごとに発注可能な標準的な工事金額を定めたり(以下「発注標準」という。)、工事の予定価格から発注標準に基づき、入札参加資格として入札に参加できる等級を指定したり(以下「等級要件」という。)している。

また、事業主体は、地域における公共施設の新設、維持管理、災害対応、除雪等を担い、また、地域の雇用を維持するなどの役割を果たす地元の建設事業者の受注機会の確保等に配慮して、入札参加資格として事業所の所在地を一定の地域内に限定する要件(以下「地域要件」という。)を定めたり、当該工事の規模や技術的難易度等に応じて、建設事業者の施工実績、配置予定技術者の工事経験等の技術的な要件(以下「施工実績要件」という。)を定めたりなどしている。

そして、事業主体は、指名競争入札及び随意契約においても、一般競争入札と同様に、一定の等級に属する者、一定の地域内に事業所を有する者、一定の施工実績を有する者を指名したり、見積書の提出を依頼したりしている。

なお、一般競争入札における落札者の決定方法には、原則として最低価格の入札者を落札者とする方式と、公共工事の品質を確保する観点から、価格だけでなく性能、

機能その他の要素を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）とがある。

(5) 国の入札不調への対応

東北3県において、労働者が不足したり、労務費が上昇したりなどして、災害復旧事業及び復興事業（以下「復旧・復興事業」という。）に係る工事の入札について、応札者がいなかったり、応札者はいるが入札価格が予定価格を上回ったりすることなどによる入札の不成立、又は、随意契約について、見積書の提出者がいなかったり、提出者はいるが見積価格が予定価格を上回ったりすることによる契約の不成立（以下、これらの事態を合わせて「入札不調」という。）が増加するなどしており、復旧・復興事業の円滑な施工の確保が課題となっている。

このような入札不調の発生を抑制するとともに、復旧・復興のための人材の確保や予定価格の適切な算定等に連携して取り組むために、国土交通省、農林水産省等の関係省庁、東北3県、仙台市、事業者団体等で構成する「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）が23年12月に発足し、連絡協議会は25年5月までの計6回にわたり復旧・復興事業の施工の確保に関して協議を行っている。

また、25年3月には、国土交通省、農林水産省等の関係省庁、東北3県、仙台市、事業者団体等による復興加速化会議が開催され、同会議は復旧・復興事業について、事業の進捗状況、これまでに執られた復旧・復興事業の円滑化に係る各種の対策及び現状、沿岸部における生コンクリートの需給見通し及び対策等について協議を行っている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

東日本大震災に係る全国の避難者等の数は、復興庁によれば、25年4月4日現在で約30万9千人とされており、また、被災地からの人口流出も顕著となっているため、一刻も早い被災者の生活再建と安定が急務であり、早期の復旧・復興事業の実施が求められているところである。一方、地震及び津波により甚大な被害を受けた東北3県における復旧・復興事業に係る工事において、入札不調が発生しているところである。

そこで、入札不調の発生を抑制し、速やかに復旧・復興事業が実施されることが重要であることから、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査を行った。

ア 事業主体が実施する直轄事業又は補助事業に係る工事の入札等において、入札不

調はどの程度発生しているか。また、その原因は何か。

イ 国が講じている入札不調対策は事業主体にどの程度導入されているか。また、事業主体が独自に導入している入札不調対策にはどのようなものがあるか。

ウ 国が講じている入札不調対策は入札不調の発生を抑制するために効果的なものとなっているか。また、今後、入札不調の発生を抑制していく上で、事業主体側に改善すべき点はないか。

(2) 検査の対象及び方法

会計検査院は、東北地方整備局及び東北農政局並びに東北3県及び管内の太平洋沿岸部^(注1)13市町、内陸部^(注2)8市、計21市町において、23年10月から24年9月までに入札に付すなどされた復旧・復興事業等に係る予定価格が1000万円以上の工事計4,538件（直轄事業1,123件、補助事業3,415件）、契約金額計5622億9170万余円（直轄事業2576億1636万余円、補助事業3046億7534万余円^(注3)（うち国庫補助金等相当額2081億8133万余円^(注4)））について、入札不調の発生状況の分析を行うとともに、入札公告等の関係書類を確認するなどして、会計実地検査を行った。また、国土交通省及び農林水産省において、入札不調対策の取組状況を聴取するなどして、会計実地検査を行った。

さらに、受注者側が入札への参加を見合わせるなどした理由等について実態を把握するために、東北3県及び近隣の青森県、秋田県及び山形県（以下「近隣3県」という。）に所在する建設事業者3,000者に対して質問票による意識調査を行った。

(注1) 太平洋沿岸部13市町 宮古、大船渡、陸前高田、釜石、仙台、石巻、気仙沼、名取、いわき、相馬各市、山田、南三陸、新地各町

(注2) 内陸部8市 一関、奥州、白石、登米、福島、郡山、白河、須賀川各市

(注3) 補助事業における契約金額には、金額を把握できなかったため計上していないものもある。

(注4) 国庫補助金等相当額は、決算等が完了する前に会計実地検査を行ったことなどから、概算で算出している。

3 検査の状況

(1) 入札不調の発生状況等

東日本大震災が発生する前の22年度に、東北3県が発注した工事に係る入札不調の発生割合は、表3のとおり、宮城県で4.6%、福島県で1.6%、岩手県で0.9%となっていた。

表3 入札不調の発生件数と発生割合（平成22年度）（単位：件）

事業主体	入札不調件数	入札工事件数	入札不調発生割合
岩手県	6	651	0.9%
宮城県	22	471	4.6%
福島県	18	1,077	1.6%
計	46	2,199	2.0%

注(1) 連絡協議会（第3回）の資料により作成している。

注(2) 土木一式工事に係る一般競争入札等の実績である。

そして、23年10月以降に入札に付すなどされた前記の4,538件の工事に係る入札不調の発生状況等は、次のとおりとなっている。

ア 入札不調の発生状況

(イ) 事業主体別の入札不調の発生状況

入札不調の発生割合は、表4のとおり、直轄事業と補助事業の合計でみると、件数で21.1%、金額で11.2%となっている。このうち、直轄事業についてみると、件数で15.7%、金額で5.2%となっている。

一方、補助事業のうち東北3県についてみると、件数で宮城県が27.2%、福島県14.2%、岩手県6.9%の順になっており、いずれも22年度の発生割合に比べて大幅に増加している。また、21市町についてみると、件数で宮城県管内の7市町が35.0%、福島県管内の7市町18.6%、岩手県管内の7市町16.4%の順になっている。

このように、宮城県及び同県管内市町における発生割合が高くなっているのは、前記のとおり、同県の査定決定額が東北3県の中で最も大きい1兆5092億余円となっており、これに伴い多額の災害復旧事業に係る工事の入札が行われたことが一因であると考えられる。

なお、事業主体別の入札不調の発生割合をみると、件数、金額いずれにおいても、市町、県、直轄事業の順に高くなっている。

表4 事業主体別の入札不調の発生件数、金額及び発生割合（平成23年10月から24年9月まで）

（単位：件、百万円）

事業区分	事業主体	入札不調		落札		計		入札不調発生割合	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
直轄事業	東北地方整備局	151	13,187	824	248,903	975	262,091	15.4%	5.0%
	東北農政局	26	2,023	122	23,628	148	25,651	17.5%	7.8%
	計	177	15,210	946	272,532	1,123	287,743	15.7%	5.2%
補助事業	岩手県	29	794	387	47,036	416	47,831	6.9%	1.6%
	宮城県	264	28,663	704	143,468	968	172,131	27.2%	16.6%
	福島県	67	3,646	402	49,823	469	53,470	14.2%	6.8%
	計	360	33,104	1,493	240,328	1,853	273,432	19.4%	12.1%
	岩手県管内の7市町	39	2,526	198	15,159	237	17,685	16.4%	14.2%
	宮城県管内の7市町	291	20,882	540	34,925	831	55,808	35.0%	37.4%
	福島県管内の7市町	92	2,295	402	18,988	494	21,283	18.6%	10.7%
	計	422	25,703	1,140	69,073	1,562	94,777	27.0%	27.1%
合計		959	74,019	3,579	581,934	4,538	655,953	21.1%	11.2%

注(1) 金額は予定価格（税抜き）の合計額である（以下の表において同じ。）。

注(2) 工事の件数及び金額は、入札不調となり再度公告を行い入札に付すなどした場合には、それぞれを件数及び金額に再度計上している（以下の表において同じ。）。

注(3) 入札等の件数4,538件のうち23年10月から24年9月までに契約に至った3,579件の契約金額は計5622億9170万余円となっている。

さらに、市町別に入札不調の発生割合をみると、表5のとおり、件数、金額とも太平洋沿岸部の市町の方が、内陸部の市よりもわずかながら高くなっている。

また、発生割合を件数でみると、石巻市が50.6%、登米市48.0%、下閉伊郡山田町46.6%の順になっている。一方、陸前高田市、白石市及び郡山市においては、入札不調は発生していない。

表5 市町別の入札不調の発生件数、金額及び発生割合（平成23年10月から24年9月まで）
（単位：件、百万円）

県名	市町名	位置	入札不調		落札		計		入札不調発生割合	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
岩手県	宮古市	沿岸部	4	298	42	6,534	46	6,832	8.6%	4.3%
	大船渡市	沿岸部	10	757	47	2,940	57	3,697	17.5%	20.4%
	陸前高田市	沿岸部	—	—	27	929	27	929	0.0%	0.0%
	釜石市	沿岸部	1	33	19	2,174	20	2,208	5.0%	1.5%
	山田町	沿岸部	7	824	8	1,295	15	2,120	46.6%	38.9%
	一関市	内陸部	16	580	46	1,120	62	1,701	25.8%	34.1%
	奥州市	内陸部	1	31	9	164	10	195	10.0%	15.9%
宮城県	仙台市	沿岸部	87	3,308	194	13,396	281	16,704	30.9%	19.8%
	石巻市	沿岸部	83	9,865	81	6,410	164	16,276	50.6%	60.6%
	気仙沼市	沿岸部	16	1,611	67	6,576	83	8,188	19.2%	19.6%
	名取市	沿岸部	31	2,000	50	2,732	81	4,733	38.2%	42.2%
	南三陸町	沿岸部	1	29	21	1,256	22	1,285	4.5%	2.3%
	白石市	内陸部	—	—	48	1,452	48	1,452	0.0%	0.0%
	登米市	内陸部	73	4,065	79	3,101	152	7,166	48.0%	56.7%
福島県	いわき市	沿岸部	21	929	90	4,116	111	5,046	18.9%	18.4%
	相馬市	沿岸部	11	476	60	3,030	71	3,507	15.4%	13.5%
	新地町	沿岸部	8	287	34	2,878	42	3,165	19.0%	9.0%
	福島市	内陸部	30	—	44	2,348	74	2,348	40.5%	—
	郡山市	内陸部	—	—	36	837	36	837	0.0%	0.0%
	白河市	内陸部	12	335	75	3,424	87	3,760	13.7%	8.9%
	須賀川市	内陸部	10	266	63	2,350	73	2,617	13.6%	10.1%
沿岸部13市町の計			280	20,423	740	54,272	1,020	74,695	27.4%	27.3%
内陸部8市の計			142	5,280	400	14,801	542	20,081	26.1%	26.2%
合計			422	25,703	1,140	69,073	1,562	94,777	27.0%	27.1%

（注） 福島市の入札不調となった工事について、金額は同市が把握できないとしているため「—」とし、件数のみ計上している。

（イ）入札及び契約方式別の入札不調の発生状況

入札及び契約方式別に入札不調の発生割合をみると、表6のとおり、件数で一般競争入札が24.0%と最も高くなっている。そして、指名競争入札が23.4%、随意契約が9.2%となっている。

なお、東北地方整備局、東北農政局及び宮城県が総合評価落札方式による一般競争入札を復旧・復興事業に係る工事で多数実施しているのは、品質を確保するよう努めていることによる。

また、福島県は緊急を要するという理由から随意契約を、21市町は指名競争入札をそれぞれ多数実施している。

表6 入札及び契約方式別の入札不調の発生件数、金額及び発生割合（平成23年10月から24年9月まで）

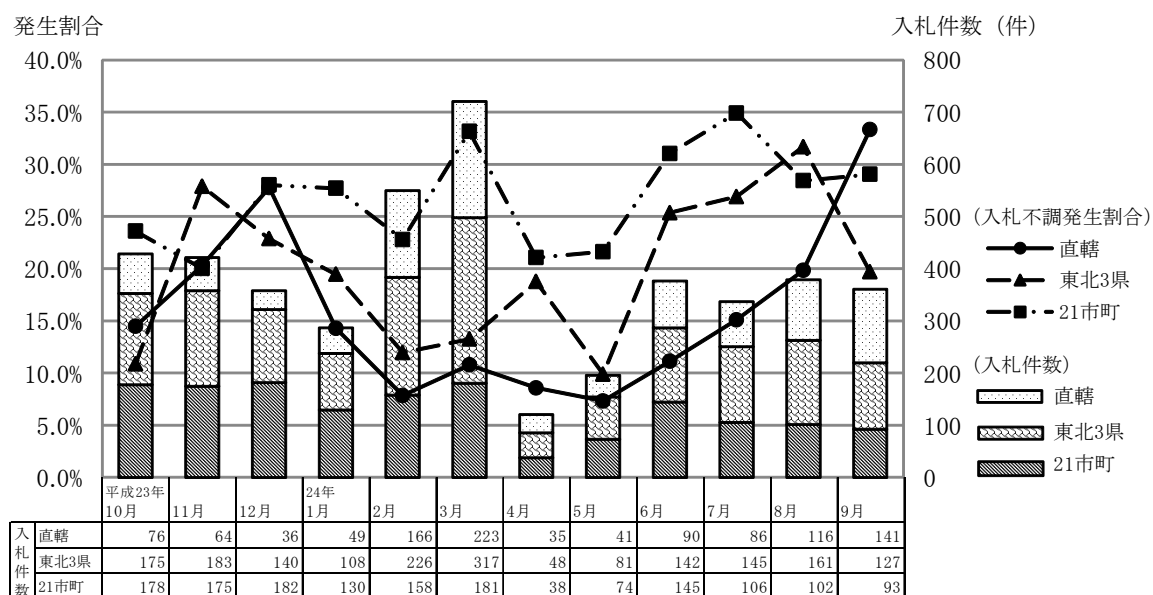
（単位：件、百万円）

事業主体	入札及び契約方式		入札不調		落札		計		入札不調発生割合	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
東北地方整備局	一般競争入札	総合評価落札方式有	136	12,398	783	240,669	919	253,067	14.7%	4.8%
		総合評価落札方式無	—	—	2	33	2	33	0.0%	0.0%
		小計	136	12,398	785	240,702	921	253,100	14.7%	4.8%
	指名競争入札		15	789	12	965	27	1,754	55.5%	44.9%
	随意契約		—	—	27	7,235	27	7,235	0.0%	0.0%
東北農政局	一般競争入札	総合評価落札方式有	25	1,986	120	23,521	145	25,507	17.2%	7.7%
		総合評価落札方式無	—	—	—	—	—	—	—	—
		小計	25	1,986	120	23,521	145	25,507	17.2%	7.7%
	指名競争入札		1	37	1	74	2	111	50.0%	33.2%
	随意契約		—	—	1	32	1	32	0.0%	0.0%
岩手県	一般競争入札	総合評価落札方式有	16	528	184	32,094	200	32,623	8.0%	1.6%
		総合評価落札方式無	10	208	114	8,881	124	9,089	8.0%	2.2%
		小計	26	736	298	40,975	324	41,712	8.0%	1.7%
	指名競争入札		—	—	—	—	—	—	—	—
	随意契約		3	58	89	6,060	92	6,118	3.2%	0.9%
宮城県	一般競争入札	総合評価落札方式有	237	27,420	539	131,834	776	159,254	30.5%	17.2%
		総合評価落札方式無	1	48	4	536	5	585	20.0%	8.3%
		小計	238	27,468	543	132,370	781	159,839	30.4%	17.1%
	指名競争入札		15	723	14	922	29	1,646	51.7%	43.9%
	随意契約		11	470	147	10,174	158	10,645	6.9%	4.4%
福島県	一般競争入札	総合評価落札方式有	4	88	41	1,963	45	2,052	8.8%	4.3%
		総合評価落札方式無	1	16	16	269	17	285	5.8%	5.7%
		小計	5	105	57	2,232	62	2,338	8.0%	4.5%
	指名競争入札		—	—	—	—	—	—	—	—
	随意契約		62	3,540	345	47,590	407	51,131	15.2%	6.9%
東北3県の計	一般競争入札	総合評価落札方式有	257	28,037	764	165,892	1,021	193,930	25.1%	14.4%
		総合評価落札方式無	12	273	134	9,687	146	9,960	8.2%	2.7%
		小計	269	28,311	898	175,579	1,167	203,890	23.0%	13.8%
	指名競争入札		15	723	14	922	29	1,646	51.7%	43.9%
	随意契約		76	4,070	581	63,826	657	67,896	11.5%	5.9%
21市町	一般競争入札	総合評価落札方式有	1	298	13	3,668	14	3,967	7.1%	7.5%
		総合評価落札方式無	235	17,268	287	23,654	522	40,922	45.0%	42.1%
		小計	236	17,566	300	27,323	536	44,890	44.0%	39.1%
	指名競争入札		183	8,103	673	31,251	856	39,355	21.3%	20.5%
	随意契約		3	33	167	10,498	170	10,531	1.7%	0.3%
合計	一般競争入札	総合評価落札方式有	419	42,720	1,680	433,751	2,099	476,472	19.9%	8.9%
		総合評価落札方式無	247	17,541	423	33,375	670	50,916	36.8%	34.4%
		小計	666	60,261	2,103	467,127	2,769	527,388	24.0%	11.4%
	指名競争入札		214	9,653	700	33,214	914	42,867	23.4%	22.5%
	随意契約		79	4,103	776	81,592	855	85,696	9.2%	4.7%

(ウ) 入札不調の発生割合等の推移

事業主体別に入札不調の発生割合の推移についてみると、図1のとおり、東北地方整備局、東北農政局及び東北3県については、24年2月から同年5月にかけて15%以下まで一旦低くなっている期間もあるが、その後、同年6月頃から増加している。また、21市町については、20%以上で推移している。

図1 入札不調の発生割合等の推移（平成23年10月から24年9月まで）



(エ) 入札不調となった工事の入札状況

入札不調となった工事の入札状況をみると、表7のとおり、全体では、応札者がいないものが77.1%、応札者はいるが入札価格が予定価格を上回っているため落札者がおらず不落となったものが19.1%となっており、応札者がいないものが大半を占めている。

また、これを予定価格の事前公表、事後公表の別にみると、予定価格の事後公表が行われている場合は、応札者がいないものが65.0%、不落となったものが31.3%となっているのに対して、事前公表が行われている場合は、応札者がいないものが95.7%と大部分を占めている。これは、予定価格を事前公表する場合は、応札を予定していた者が公表された予定価格では採算が合わないと判断し入札を控えたなどのためであると考えられる。

表7 事業主体別の入札不調となった工事の入札等の状況

(単位：件)

事業主体	予定価格の 公表時期	応札者がいないもの		不落となったもの		その他		計	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
東北地方整備局		113	74.8%	37	24.5%	1	0.6%	151	100.0%
	事前	—	—	—	—	—	—	—	—
	事後	113	74.8%	37	24.5%	1	0.6%	151	100.0%
東北農政局		15	57.6%	9	34.6%	2	7.6%	26	100.0%
	事前	—	—	—	—	—	—	—	—
	事後	15	57.6%	9	34.6%	2	7.6%	26	100.0%
岩手県		21	72.4%	—	0.0%	8	27.5%	29	100.0%
	事前	19	73.0%	—	0.0%	7	26.9%	26	100.0%
	事後	2	66.6%	—	0.0%	1	33.3%	3	100.0%
宮城県		251	95.0%	6	2.2%	7	2.6%	264	100.0%
	事前	246	96.4%	2	0.7%	7	2.7%	255	100.0%
	事後	5	55.5%	4	44.4%	—	0.0%	9	100.0%
福島県		21	31.3%	45	67.1%	1	1.4%	67	100.0%
	事前	—	—	—	—	—	—	—	—
	事後	21	31.3%	45	67.1%	1	1.4%	67	100.0%
21市町		319	75.5%	87	20.6%	16	3.7%	422	100.0%
	事前	98	100.0%	—	0.0%	—	0.0%	98	100.0%
	事後	221	68.2%	87	26.8%	16	4.9%	324	100.0%
計		740	77.1%	184	19.1%	35	3.6%	959	100.0%
	事前	363	95.7%	2	0.5%	14	3.6%	379	100.0%
	事後	377	65.0%	182	31.3%	21	3.6%	580	100.0%

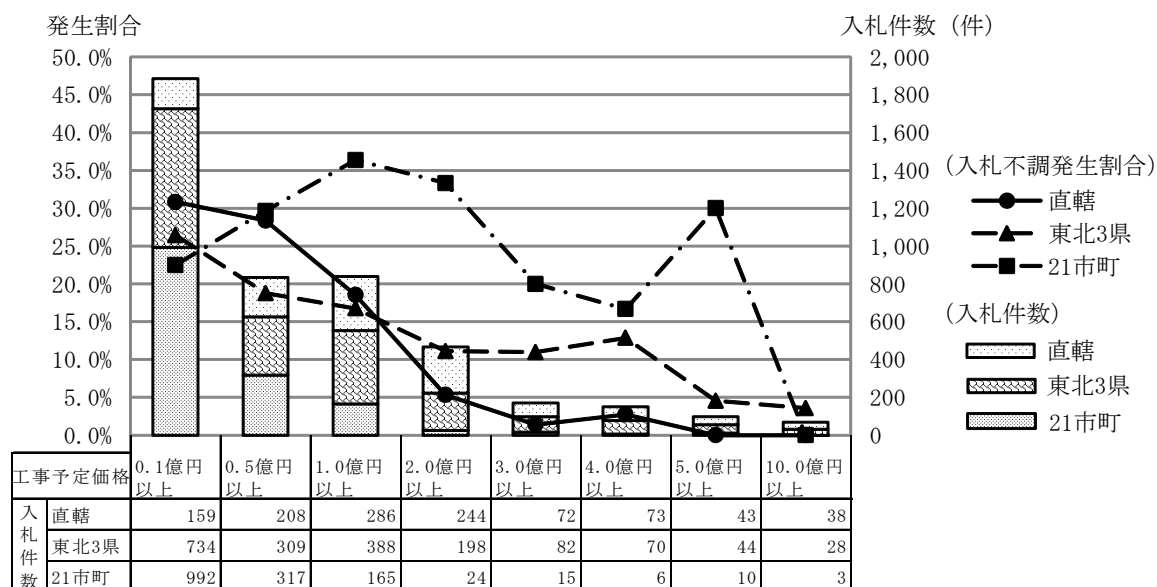
注(1) 不落とは、応札者はいるが入札価格が予定価格を上回り入札が不成立となることである。

注(2) その他には、指名競争入札において応札者が1者であったため、競争性が十分確保されていないとして、入札要綱等に基づき入札を無効とした工事等が含まれている。

(オ) 工事の規模別の入札不調の発生状況

工事の規模別の入札不調の発生割合についてみると、図2のとおり、予定価格が少額になるほど高くなる傾向となっている。

図2 工事の規模別の入札不調の発生状況



(カ) 事業別の入札不調の発生状況

事業別の入札不調の発生状況についてみると、表8のとおり、道路及び下水道に係る事業での入札不調の発生が件数、金額ともに多い状況となっている。

また、津波から人命や財産を守ることになる堤防、護岸等を整備する漁港、河川、港湾、海岸の各事業においても相当数の入札不調が発生している。

表8 事業別の入札不調の発生件数、金額及び発生割合

(単位：件、百万円)

事業名	入札不調		落札		計			入札不調発生割合	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	1件当たりの金額	件数	金額
河川	111	7,609	288	47,659	399	55,269	138	27.8%	13.7%
海岸	12	2,277	208	59,750	220	62,028	281	5.4%	3.6%
砂防	6	111	14	1,062	20	1,174	58	30.0%	9.4%
道路	303	22,382	1,346	151,436	1,649	173,818	105	18.3%	12.8%
港湾	19	4,571	235	118,536	254	123,108	484	7.4%	3.7%
下水道	277	16,366	472	43,084	749	59,450	79	36.9%	27.5%
公園	23	795	52	2,316	75	3,112	41	30.6%	25.5%
住宅	10	346	50	6,313	60	6,660	111	16.6%	5.2%
漁港	51	11,972	294	84,740	345	96,713	280	14.7%	12.3%
農業	98	5,991	417	45,657	515	51,648	100	19.0%	11.6%
その他	49	1,593	203	21,374	252	22,968	91	19.4%	6.9%
計	959	74,019	3,579	581,934	4,538	655,953	144	21.1%	11.2%

(注) 「その他」は、事業区分が明確でないものなどについて集計している。

イ 入札不調が発生することによる工事の遅延状況

入札不調が発生すると、事業主体の発注担当者は再度公告を行い入札に付して（以下、このことを「再度公告入札」という。）、落札されるように、工事内容や地域要件等の入札参加資格を見直したり、入札事務が再び発生したりするため、再度公告入札を実施するまでに相応の時間を要することになり、その分、工事が遅延することもある。

そこで、24年9月末時点において、再度公告入札を実施して落札者が決定した工事の当初入札日から再度公告入札日までの期間、落札者が決定しなかった工事の当初入札日から24年9月末までの期間（以下、これらの期間を「再度公告入札準備期間」という。）について、東北3県及び21市町の工事において確認できた267件についてみると、表9のとおり、再度公告入札準備期間が3か月を超えている工事が東北3県で16件、21市町で43件、このうち6か月を超えている工事が21市町で9件となっていた。

表9 再度公告入札準備期間の分布状況

（単位：件）

事業主体	1か月以内	1か月超 2か月以内	2か月超 3か月以内	3か月超 4か月以内	4か月超 5か月以内	5か月超 6か月以内	6か月超 1年以内	合計
東北3県	24 (8)	38 (10)	19 (8)	8 (1)	7 (0)	1 (0)	0 (0)	97 (27)
21市町	57 (19)	49 (10)	21 (5)	27 (4)	5 (0)	2 (0)	9 (3)	170 (41)

（注） 括弧内の件数は、平成24年9月末時点において落札者が決定していない工事の件数で内数である。

このように、一度入札不調が発生した場合には、再度公告入札を実施する際の発注担当者の業務量が増えることはもとより、着工の遅れから工事が数箇月遅延することもある。

上記の事態について事例を示すと、次のとおりである。

<事例1>一般競争入札において入札不調となり、工事を追加して再度公告入札した事例

A県B市は、平成23年10月にC下水道災害復旧工事の一般競争入札を行ったが、応札者がいなかったことから入札不調となった。その後、再度、同年11月に2回目及び3回目の一般競争入札を行ったが、いずれも予定価格を下回る者がいなかったことから入札不調となった。

そこで、B市は、設計図書の内容を見直し、1回目の予定価格36,520,000円に仮設工や付帯工事を追加し予定価格52,060,000円として、同年12月に4回目の一般競争入札を行ったところ落札した。この間、2か月程度の期間を要している。

＜事例2＞指名競争入札において入札不調となり、複数の工事を合わせて再度公告入札した事例

D県E郡F町は、平成24年5月に、G漁港災害復旧（他3件）工事の予定価格を212,125,902円として事前公表し、町内に本社を有する複数の者を指名して指名競争入札を行ったが、応札者は1者であった。F町は、入札要綱により、2者以上の応札者がなければ競争性が十分確保できないことから入札が成立しないとしているため、本入札を無効とした。

そして、当該工事に3件の工事を合わせて予定価格を305,489,333円とし、同年8月に、G漁港災害復旧（他6件）工事として指名競争入札を行ったところ、2者の応札者があり落札した。この間、2か月程度の期間を要している。

＜事例3＞随意契約において入札不調となったが工事を実施できる期間が限られているため、およそ1年後に見積合わせを実施した事例

H県I農林事務所は、平成23年11月に、J施設災害復旧（23年災）工事（ため池整備）の随意契約を行うために、予定価格18,904,000円で見積合わせを行ったが、見積書の提出を依頼した9者が全て辞退したため入札不調となった。

その後、24年10月に再度、随意契約をするため9者に見積書の提出を依頼したところ、1者が見積書を提出し契約に至った。この間、10か月程度の期間を要している。

なお、見積合わせを翌年度の同時期に実施しているのは、春から秋の営農期間にため池を供用しなければならず、工期を冬から春に設定する必要があったためである。

(2) 東北3県における労働者、建設資材の需給の動向等

工事の完成に必要な労働者や建設資材は、原則として、受注者がその一切を手配して契約を履行するものであるから、建設事業者は、工事を請け負うに足る労働者や建設資材を確保できなければ、入札の参加を控えることになる。

また、収益をもって費用を賄えなければ民間事業者としての経営が成り立たなくなることから、入札時に採算が合わなかったり、工事を落札できたとしても、契約締結後に労働者や建設資材の需給が逼迫することにより労務費、建設資材の価格等が高騰することで、最終的な原価等が請負代金額を上回ることが予見されたりする場合には、建設事業者の入札に参加する意欲は低下することになる。

東北3県における労働者及び建設資材の需給の動向は、次のとおりとなっている。

ア 労働者の需給の動向等

東北3県における建築、土木関係の職種の有効求人倍率についてみると、表10のと

おり、3県とも東日本大震災の発生後は高くなっており、人手不足の深刻な状況が続いている。なお、東日本大震災以降は、鉄筋工、型枠工等の技能労働者（以下「技能者」という。）の賃金に変動が見受けられるとされており、技能者に対する賃金の支払実態の調査等に基づき定められる公共工事の予定価格の積算に必要な設計労務単価（以下「公共工事設計労務単価」という。）は、後掲の表12のとおり、上昇傾向となっている。

表10 東北3県における各職種の有効求人倍率

県名	職種	23年3月	24年3月	24年6月	24年9月	24年12月	25年3月
岩手県	建築・土木・測量技術者	1.10	3.40	3.85	5.74	5.27	5.32
	型枠大工、とび工、鉄筋工	0.87	3.43	4.54	5.53	6.00	5.14
	土木作業員、ダム・トンネル掘削作業員等	0.48	1.26	1.44	2.21	2.66	1.94
宮城県	建築・土木・測量技術者	1.02	3.38	3.38	3.95	4.44	5.07
	型枠大工、とび工、鉄筋工	—	7.42	8.01	9.81	16.43	9.12
	土木作業員、ダム・トンネル掘削作業員等	—	2.79	2.99	3.36	4.12	3.68
福島県	建築・土木・測量技術者	—	—	2.98	4.01	4.64	3.98
	型枠大工、とび工、鉄筋工	—	—	5.43	7.75	11.68	9.07
	土木作業員、ダム・トンネル掘削作業員等	—	—	2.51	3.23	3.56	3.44

注(1) 東北3県の各労働局の「常用求人・求職バランスシート」等の資料により作成している。

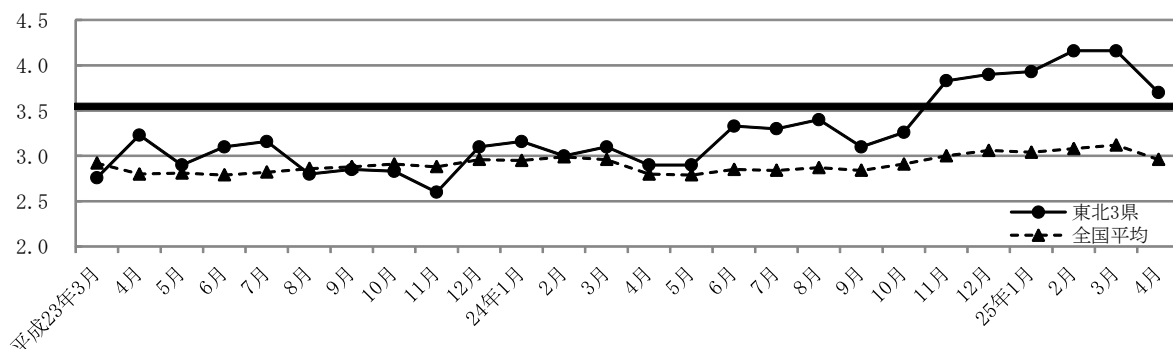
注(2) 有効求人倍率が把握できなかったものについては「—」としている。

イ 建設資材の需給の動向等

(ア) 建設資材の需給の動向

東北3県で実施される復旧・復興事業に係る工事において最も必要とされる建設資材として生コンクリートがあるが、生コンクリートの材料となる砂、砕石等の骨材が生コンクリートに占める割合は一般的に6割を超える。そこで、骨材として使用する砂及び砕石並びに生コンクリートの需給の動向についてみると、図3-1、図3-2及び図3-3のとおり、震災後徐々に全国平均とのかい離が生じ、ひっ迫した傾向にある。

図3-1 骨材（砂）の需給の動向



注(1) 国土交通省が公表している「主要建設資材需給・価格動向調査結果」により作成しているが、同調査は、沿岸部、内陸部を問わない県単位の調査となっている（図3-2及び図3-3も同じ）。

注(2) 上記の需給動向は、1（緩和）、2（やや緩和）、3（均衡）、4（ややひっ迫）、5（ひっ迫）として各モニターからの回答を平均したものであり、3.5を超えると需給はひっ迫傾向に、2.5に満たないと需給は緩和傾向にあるといえる（図3-2及び図3-3も同じ）。

図3-2 骨材（碎石）の需給の動向

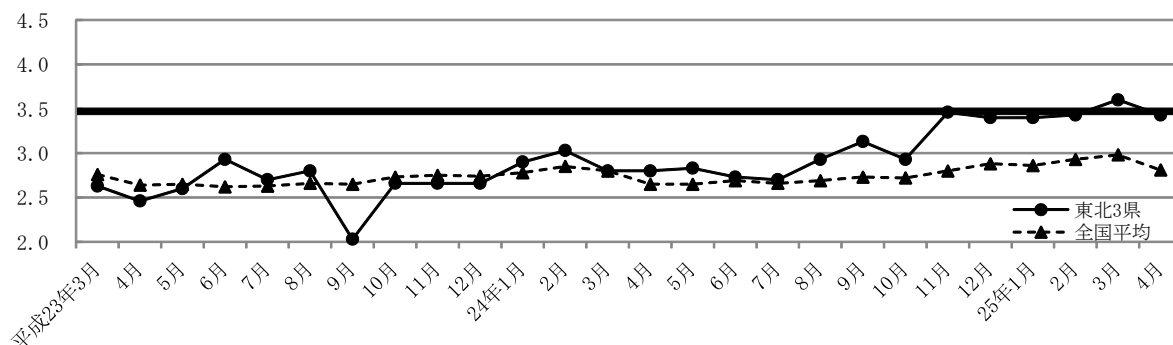
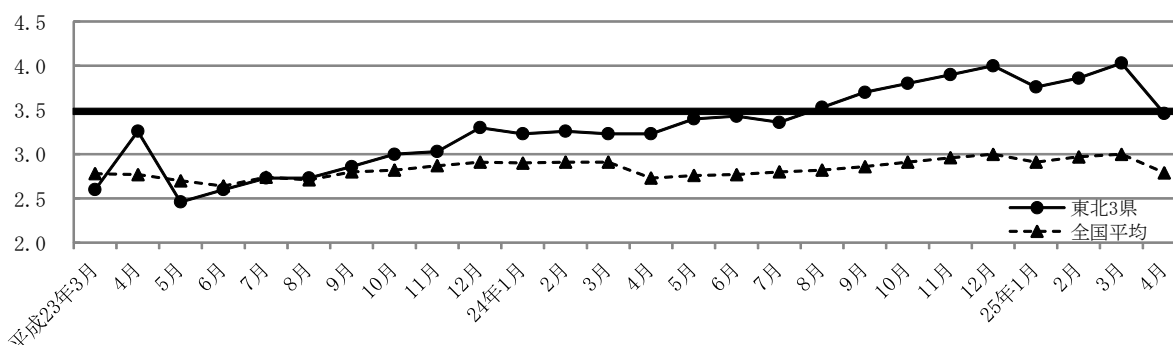


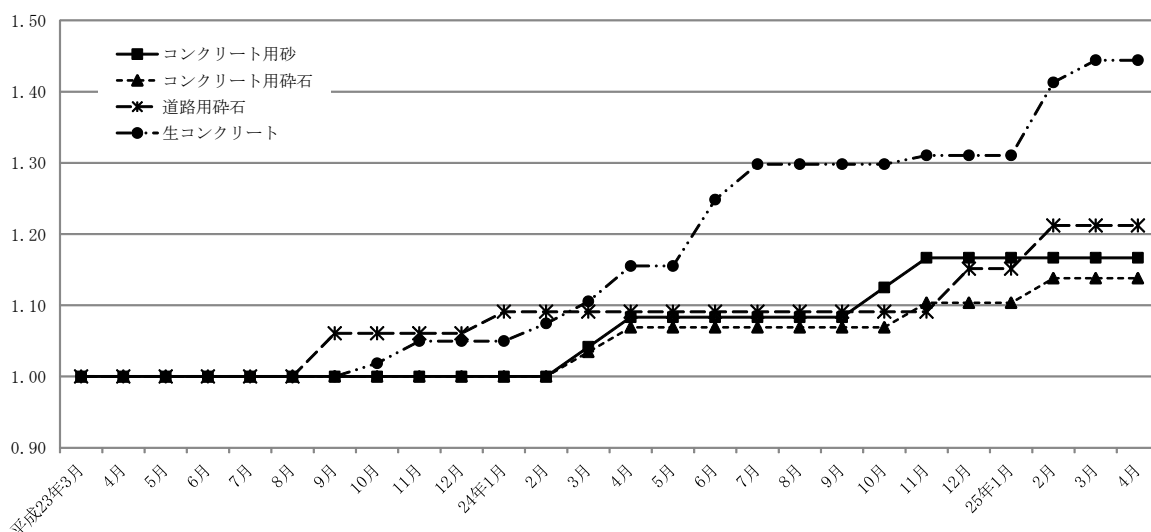
図3-3 生コンクリートの需給の動向



(イ) 建設資材の単価の推移

一般的に、建設資材の需給がひっ迫すると、その結果として建設資材の価格は高騰することになる。そこで、震災以降の建設資材の単価を震災前の単価と比較してみると、図4のとおり、仙台地区においては、25年2月以降の生コンクリートの価格が震災前に比べて40%超と最も高い上昇率となっていた。

図4 主な建設資材の単価の推移等（仙台地区の例）



注(1) 一般財団法人経済調査会及び一般財団法人建設物価調査会の資料により作成している。

注(2) 平成23年3月の価格を1.00として作成している。

以上のとおり、東北3県においては、労働者や建設資材の需給がひっ迫し、労務費や資材価格が高騰している。そして、建設事業者が新規に従業員を大量に雇用したり、建設資材の供給事業者が工場等の生産設備の本格的な増設等をするためには多額の投資が必要になるが、復旧・復興による需要が5年間の集中復興期間を過ぎた後は一段落するという予測の下では、本格的な雇用、設備投資等には慎重にならざるを得ない。このため、各事業者は、多額の投資を要しない範囲内で、現在の従業員の業務量を増やしたり、日々の設備の稼働時間を増加させたりするなどして、復旧・復興事業に係る工事の受注に対応していると考えられる。

このように、現有の建設事業者の労働力や供給事業者の生産設備等を前提とすると、東北3県に所在する建設事業者等では限界があると考えられることから、早急に復旧・復興を進捗させるためには、労働者の広域的な確保や建設資材の広域的な調達を進めるための対策が重要であると考えられる。

(3) 国が講じている入札不調対策

連絡協議会は、24年2月に開催された第2回目の協議において、入札不調の原因としては、主に技術者や技能者の不足、実勢価格と予定価格との乖離の二つが考えられるとしている。また、同年6月に開催された第3回目の協議において、今後、本格的に復興事業に係る工事が発注される段階ではこれまで以上の入札不調対策が求められる

としている。そして、これらの連絡協議会の内容を踏まえて、国土交通省及び農林水産省は、表11のとおり、技術者や技能者を確保したり、予定価格等を適切に算定したりするための入札不調対策を講じ、東北地方整備局、東北農政局、東北3県等に対して、通知等を発出して周知している（通知等については巻末別表1参照）。

表11 入札不調対策の概要

目的	入札不調対策
（注） ア 技術者や技能者の確保のための対策	①復興 J V 制度の活用
	②1人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化
イ 予定価格等の適切な算定のための対策	③実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定
	④急激な物価変動に伴う請負代金額の変更（インフレスライド）
	⑤急激な物価変動に伴う請負代金額の変更（単品スライド）
	⑥発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、点在する工事箇所ごとの工事費の算定
	⑦被災地以外からの技術者・技能者の確保に要する追加費用への対応
	⑧宿泊等に係る間接費の設計変更の導入
	⑨建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入

（注） 技術者とは、建設業法（昭和24年法律第100号）等に規定する一定の国家資格、実務経験等を有する者であり、工事現場において工事の施工の技術上の管理を行うため、下請代金の多寡により監理技術者又は主任技術者の配置が必要となる。

上記の各対策の内容は、次のとおりとなっている（各対策には表11に対応する番号を付してある。）。

ア 技術者や技能者の確保のための対策

（ア）復興 J V 制度の活用（①）

東北3県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することを可能とするため、国土交通省は24年2月に、農林水産省は同年3月に、従来は地元の建設事業者のみが入札に参加していた工事において、被災地域の地元の建設事業者が被災地域外の建設事業者と結成する共同企業体が入札に参加できる制度（以下、この共同企業体を「復興 J V」といい、復興 J Vが入札

に参加できる制度を「復興 J V 制度」という。)を試行的に導入した。

そして、当初は予定価格が5億円程度を上回る大規模な工事又は技術的難易度の高い工事は対象から除くこととしていたが、その後、依然として入札不調が多数発生している状況に鑑みて、24年10月にこの金額を引き上げ、復興 J V の対象となる工事を拡大している。

(イ) 1人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化 (②)

建設業法（昭和24年法律第100号）及び同法施行令（昭和31年政令第273号）により、国又は地方公共団体が発注する建設工事等で1件の請負代金の額が2500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合については5000万円）以上の工事については、より適正な施工の確保が求められるため、当該建設工事に関し工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者である主任技術者等は、工事現場ごとに、専任の者でなければならないとされている。ただし、建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設事業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができるとされている。

しかし、上記の内容については限定的に運用されていたことから、国土交通省は、技術者確保のために、24年2月に、工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の建設事業者が施工するものについては、1人の専任の主任技術者が原則2件程度の工事を管理することができることとした。さらに、25年2月には、工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事のほか、施工に当たり相互に調整を要する工事についても、1人の専任の主任技術者が原則2件程度の工事を管理することができることとした。

また、これを受けて、農林水産省も24年2月に、この内容について周知している。

イ 予定価格等の適切な算定のための対策

(ア) 実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定 (③)

国土交通省及び農林水産省は、毎年10月に建設労働者等に対する賃金の支払実態に関する調査を行い、翌年3月に各都道府県ごとの公共工事設計労務単価を決定している。

しかし、両省は、東北3県で入札不調が多発しており公共工事設計労務単価の見

直しが求められているとして、24年2月及び6月にそれぞれの年度の公共工事設計労務単価を改定している。その後、25年3月に両省は、24年10月に行った調査に基づき、25年度の公共工事設計労務単価を決定している。

これにより、東北3県における公共工事設計労務単価は、表12のとおり、25年度の単価は震災直後の23年度の単価に比べて、20%以上の上昇となっている。これは、国土交通省及び農林水産省によれば、労働市場の実勢価格を反映させることに加えて、これまで加味していなかった法定福利費相当額を含めることとしたり、被災地等の入札不調の抑制のために単価を引き上げることとしたりしたことによるとしている。

表12 公共工事設計労務単価の推移

(単位：円／日)

職種	県名	平成23 年度	24年2月 改定	24年度	24年6月 改定	25年度 (B)	B/A (%)
		(A)					
型枠工	岩手県	16,100	16,800	16,800	16,800	21,200	131.6%
	宮城県	16,700	18,100	18,100	19,100	24,000	143.7%
	福島県	13,600	14,200	14,200	14,200	17,000	125.0%
とび工	岩手県	12,600	13,200	13,200	13,200	16,600	131.7%
	宮城県	13,100	14,200	14,200	15,000	18,900	144.2%
	福島県	14,200	14,900	14,900	14,900	17,900	126.0%
鉄筋工	岩手県	13,900	14,500	14,500	14,500	18,300	131.6%
	宮城県	15,500	16,800	16,800	17,700	22,400	144.5%
	福島県	14,800	15,500	15,500	15,500	18,600	125.6%
普通作業員	岩手県	11,800	11,800	11,800	11,800	15,100	127.9%
	宮城県	11,100	11,800	11,800	11,800	15,100	136.0%
	福島県	10,700	10,700	10,700	11,700	15,000	140.1%
交通誘導員 A	岩手県	7,100	7,900	7,900	7,900	9,600	135.2%
	宮城県	7,900	8,800	8,800	8,800	10,600	134.1%
	福島県	8,400	8,600	8,600	8,600	10,300	122.6%

(注) 交通誘導員 A とは、交通誘導警備業務に係る一定の資格を有する警備業者の警備員をいう。

(イ) 急激な物価変動に伴う請負代金額の変更 (④、⑤)

国土交通省及び農林水産省が7年に策定した標準の工事請負契約書においては、予期することのできない特別の事情により、工期内に急激な物価変動を生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、受注者は請負代金額の増額変更を請求することができるなどとされている（以下、このことを「インフレスライド」と

いう。)。しかし、この運用について具体的な基準等がなかったことから、両省は24年2月に適用対象工事、請負代金の変更額の算定式等の運用基準を定めた。

また、特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格が著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者はその変更を請求することができる（以下、このことを「単品スライド」という。）。単品スライドの対象となる工事材料、請負代金の変更額等の算定式を定めた運用基準については、20年に両省から各都道府県等に周知されている。

(ウ) 発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、点在する工事箇所ごとの工事費の算定（⑥）

東北地方整備局、東北農政局、東北3県等は、迅速かつ効率的な施工を確保するために、発注する工事1件当たりの規模（以下「発注ロット」という。）を大型化することとしている。しかし、発注ロットを大型化すると、1件の工事であっても施工箇所が点在することにより、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際にかかる費用がかい離することが考えられることから、国土交通省は、従来、市町村をまたいで工事箇所が複数ある工事について、工事箇所ごとに共通仮設費等の間接工事費を算出できるとしており、同省は、24年2月に、東北地方整備局にこの内容を再度周知している。

さらに、国土交通省は同年6月に、農林水産省は25年3月に、市町村合併に伴い広域の市町村が存在している状況に鑑みて、市町村をまたがなくても、積算額と実際に要する費用との間にかい離が生ずるおそれがあると事業主体が判断する工事については、市町村より狭い範囲で工事箇所を設定して、この工事箇所ごとに間接工事費を算出できると周知している。

(エ) 被災地以外からの技術者・技能者の確保に要する追加費用への対応、宿泊等に係る間接費の設計変更の導入（⑦、⑧）

国土交通省は24年2月に、農林水産省は同年3月に、復興JV制度の試行等に伴い、東北3県においては、今後、東北3県以外からの技術者・技能者の確保の動きが進むと考えられることにより、現行の積算基準による積算では技術者・技能者に係る宿泊費等にかい離が生ずることが想定されるとして、土木請負工事工事費積算基準（昭和42年7月建設省官技発第35号。建設事務次官通達別紙）等により算

定される共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗ずることにより対応することとした。

さらに、国土交通省は24年6月に、農林水産省は同年7月に、今後の復興事業の本格化に伴って東北3県以外からの技術者・技能者の確保が更に必要になる場合が想定されるとして、契約締結後、技術者・技能者の確保に要する方策に変更があった場合に必要になる宿泊費、技術者・技能者の輸送に要する費用等については、設計変更により対応することとした。

(オ) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入（⑨）

国土交通省は24年6月に、農林水産省は同年7月に、復興事業等の実施に伴って、東北3県においては、一部の建設資材の需給がひっ迫しつつあり、場合によっては遠隔地から調達せざるを得なくなることが想定されるとして、東北3県における工事を円滑に実施するために、工事実施段階において当初の調達条件により難しい場合には、調達の実態を反映して、輸送費、購入費等については、設計変更により対応することとした。

以上のとおり、①は入札に参加できる者を増やそうとする対策であり、②は入札に参加できる機会を増やそうとする対策である。また、③、⑥及び⑦は実勢価格を反映した予定価格とすることにより、④、⑤、⑧及び⑨は受注者が契約締結後に採算が合わなくなる懸念を払拭することにより、建設事業者が入札に参加しやすくしようとするなどする対策である。

(4) 入札不調対策の導入状況、活用実績等

ア 事業主体における入札不調対策の導入状況及び活用実績

国の入札不調対策の内容は、国土交通省及び農林水産省から東北地方整備局、東北農政局、東北3県等に周知されているが、入札不調対策の導入及び活用については、事業主体の判断に任されている。そこで、事業主体における国の入札不調対策の導入状況及び活用実績についてみると、表13のとおり、東北地方整備局、東北農政局及び東北3県についてはほとんどの対策は導入されて活用されているが、一部の市町については導入されていない対策も見受けられた。特に、復興JV制度については、仙台市及び石巻市以外の19市町については導入されていないが、その理由は復興JV制度を導入する際の構成員の条件等を定めることが困難であり、また、復興JVを結成することができる地元建設事業者の絶対数が足りないことなどとなっていた。

また、導入されているものの活用率の低い対策も見受けられた。

表13 各事業主体における国の入札不調対策の導入状況及び活用実績

事業主体	入札不調対策								
	①復興JV制度の活用	②1人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化	③実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定	④急激な物価変動に伴う請負代金額の変更（インフレスライド）	⑤急激な物価変動に伴う請負代金額の変更（単品スライド）	⑥発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、点在する工事箇所ごとの工事費の算定	⑦被災地以外からの技術者・技能者の確保に要する追加費用への対応	⑧宿泊等に係る間接費の設計変更の導入	⑨建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入
東北地方整備局	○	△	○	○	○	○	○	○	○
東北農政局	△	○	○	△	△	△	○	○	○
岩手県	○	○	○	△	△	○	○	○	○
宮城県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	○	○	○	○	△	○	○	○	△
岩手県	宮古市	×	○	○	△	△	○	○	△
	大船渡市	×	○	○	△	△	○	○	△
	陸前高田市	×	×	○	△	△	×	○	△
	釜石市	×	△	○	△	○	○	△	△
	山田町	×	○	○	△	△	△	×	×
	一関市	×	×	○	△	△	△	○	×
	奥州市	×	○	○	△	△	×	×	×
宮城県	仙台市	○	○	○	○	○	○	○	○
	石巻市	○	○	○	○	△	○	○	○
	気仙沼市	×	△	○	△	△	○	○	△
	名取市	×	○	○	△	△	○	○	△
	南三陸町	×	○	○	△	△	○	○	△
	白石市	×	○	○	△	△	×	○	×
	登米市	×	○	○	○	△	○	○	△
福島県	いわき市	×	○	○	△	△	△	○	△
	相馬市	×	○	○	△	△	△	△	△
	新地町	×	△	○	△	×	△	△	×
	福島市	×	△	○	△	△	×	○	×
	郡山市	×	△	○	△	○	△	△	△
	白河市	×	△	○	△	△	△	×	△
	須賀川市	×	○	○	△	△	△	△	×
計26事業主体	○ (A)	6	17	26	6	5	13	18	8
	△ (B)	1	7	0	20	20	9	5	10
	×	19	2	0	0	1	4	3	8
導入率 ((A+B)/26)	26.9%	92.3%	100.0%	100.0%	96.1%	84.6%	88.4%	69.2%	73.0%
活用率 (A/(A+B))	85.7%	70.8%	100.0%	23.0%	20.0%	59.0%	78.2%	44.4%	36.8%

注(1) 平成25年3月現在の状況である。

注(2) 「○」は導入済みで活用実績があるもの、「△」は導入済みであるが活用実績がないもの、「×」は導入していないものである。

イ 復興JV制度の活用

(ア) 事業主体における復興JVの構成員の条件等

復興JVは、被災地域の建設事業者が被災地域外の建設事業者と結成する共同企業体であるが、被災地域の範囲については、事業主体において定めることとされている。また、復興JVの入札参加を認める対象工事についても、東北3県における復旧・復興工事とされているものの、具体的には、被災地域の範囲と同様に、

事業主体において定めることとされている。

そこで、東北地方整備局、東北農政局、東北3県、仙台市及び石巻市が定めた復興 J V の構成員の条件及び対象工事についてみると、表14のとおり、復興 J V の構成員の条件は区々となっており、例えば、岩手県は県内に本社を有する者同士の組合せとしているのに対して、東北地方整備局、東北農政局、宮城県及び福島県は、県内に本社を有する者と県外に本社を有する者との組合せを可能としており、仙台市及び石巻市も市内に本社を有する者と市外に本社を有する者との組合せを可能としている。

表14 各事業主体における復興 J V の構成員の条件等

事業主体	構成員の条件		対象工事
	代表者	代表者以外の構成員	
東北地方整備局 (河川、道路等の工事)	構成員のうちいずれか1者が工事施工場所の所在する県内に本社（本店）を有する者		地方整備局長等が必要があると認める工事。ただし、技術的難易度の高い工事又は予定価格が5億8000万円以上の工事を除く。
東北地方整備局 (港湾及び空港工事)	工事施工場所の所在する県内に本社（本店）を有する者	条件なし	
東北農政局	被災地域の地元の建設事業者	条件なし	東北3県における復旧・復興工事。ただし、技術的難易度の高い工事又は予定価格が5億8000万円以上の工事を除く。
岩手県	沿岸広域振興局の所管区域(注2)又は県北広域振興局本局の所管区域(注3)内に本社又は本店を有する者	県内に本社又は本店を有する者	予定価格が2500万円以上19億4000万円未満の工事 で、入札公告において指定するもの
宮城県	県内に本社又は本店を有する者	3000万円以上3億円未満は「東北・北海道型」(注4)、3億円以上19.4億円未満は「東北・北海道型」及び「全国型」(注5)	予定価格が3000万円以上19億4000万円未満の工事 で、入札公告において指定するもの
福島県	県内に本社又は本店を有する者	県内に本社（本店）又は支社（支店）、営業所を有する者	予定価格が1億円以上19億4000万円未満の工事 で、公告において指定するもの
仙台市	市内に本店を有する者	条件なし	予定価格が1000万円以上5億円未満の工事 で、入札公告において指定するもの
石巻市	市内に本店を有する者	条件なし	予定価格が3000万円以上19億4000万円未満の工事 で、入札公告において指定するもの

注(1) 平成25年5月現在の状況である。

注(2) 沿岸広域振興局の所管区域 釜石市、大槌町、宮古市、山田、岩泉両町、田野畑村、大船渡、陸前高田両市、住田町

注(3) 県北広域振興局本局の所管区域 久慈市、普代村、洋野町、野田村

注(4) 東北・北海道型 本社又は本店が、東北6県（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島各県）又は北海道に所在する者

注(5) 全国型 本社又は本店が、東北6県及び北海道以外に所在する者

(イ) 復興 J V の落札件数等

事業主体において復興 J V が落札した工事件数は、表15のとおり、制度の試行

が始まってから1年以上が経過しているものの、計23件となっていた。そして、東北地方整備局においては、復興ＪＶを対象として入札が行われた工事件数が63件あるものの、このうち復興ＪＶが入札に参加した工事件数は9件となっていた。さらに、東北農政局においては、復興ＪＶ制度を導入しているものの、これまで一度も復興ＪＶが参加できる入札を行っていないかった。

表15 各事業主体における復興ＪＶ制度の落札工事件数等

事業主体	復興ＪＶの 結成数	復興ＪＶを対象と した入札工事件数	左のうち復興ＪＶ が入札に参加した 工事件数	左のうち復興ＪＶ が落札した工事件 数
東北地方整備局 (河川、道路等の工事)	1	36	7	1
東北地方整備局 (港湾及び空港工事)	2	27	2	1
東北地方整備局の計	3	63	9	2
東北農政局	0	0	0	0
岩手県	19	-	-	5
宮城県	72	170	-	6
福島県	14	12	10	9
仙台市	6	61	0	0
石巻市	12	-	-	1
合計				23

注(1) 連絡協議会（第5回及び第6回）の資料等により作成している。

注(2) 東北地方整備局、東北農政局、福島県及び仙台市は平成25年3月31日現在、岩手県、宮城県及び石巻市は25年2月14日現在のものである。

注(3) 件数が把握できなかったものについては「－」としている。

(5) 事業主体における独自の入札不調対策

前記のとおり、国及び地方公共団体は、一般競争入札の入札参加資格として、工事の種類や予定価格等に応じて地域要件、施工実績要件等を定めたり、指名競争入札においても、一定の地域内に事業所を有する者、一定の施工実績を有する者等を入札参加者として指名したりしている。

このような入札参加資格については、工事の品質を確保しつつ緩和することにより、入札参加者が増加することが期待されることから、入札不調対策として一定の効果があると考えられる。そこで、東北地方整備局、東北農政局、東北3県等の入札参加資格及びその緩和状況についてみると次のとおりとなっている。

ア 地域要件の緩和

事業主体は、入札参加資格として、当該事業主体の所管する区域内に本社を有する者のみ入札に参加できるなどとする地域要件を定めている（東北地方整備局、東北農政局及び東北3県の標準的な地域要件は巻末別表2参照）。

そして、事業主体は、通常時は、このような地域要件を定めて入札を行い、その結果、入札不調となった場合には、表16のとおり、地域要件を緩和して再度公告入札を実施するなどとしている。

さらに、東北農政局は災害復旧事業に係る工事について原則として地域要件を定めないこととしており、また、東北地方整備局は復旧・復興事業に係る一部の工事について当初の入札から地域要件を緩和することとしている。

表16 入札不調時及び復旧・復興工事における地域要件

事業主体名	通常時に入札不調となった場合における地域要件	復旧・復興工事における地域要件
東北地方整備局（河川、道路等の工事）	県内に本社が所在していることを地域要件としているものは、東北地方整備局管内に本社が所在することに地域要件を緩和するなどしている。	平成24年4月から、被災地域の復旧・復興工事で入札不調が予想される場合等、一部の工事において、地域要件として、本社が所在する区域が通常時は県内であるものを当初の入札から東北地方整備局管内にしている。
東北地方整備局（港湾及び空港工事）	入札参加者が少ないと予想される工事については、当初の入札から、地域要件を緩和している。	同左
東北農政局	入札不調の要因に応じて地域要件を緩和するなどしている。	24年2月から、災害復旧工事については、原則として地域要件を設定しないこととしている。
岩手県	県内の一部地域に主たる営業所を有する者を地域要件としているものは、県内全域に主たる営業所を有する者に地域要件を緩和することとするなどしている。	24年10月から、設計額1億円未満で工事場所が沿岸地区の工事については、原則的な地域要件に内陸部の広域振興局管内に主たる営業所を有する者を加えることにより地域要件を緩和することとしている。
宮城県	順次地域要件を緩和することとしている。	24年4月から、復旧・復興工事については、当初の入札から、県内に本社を有する者に地域要件を緩和できることとしている。
福島県	地域要件を再検討するなどとしている。	規定等を特に定めていない。

前記について参考事例を示すと、次のとおりである。

<参考事例1>当初の入札から地域要件を緩和したところ、契約に至った事例

東北地方整備局仙台河川国道事務所は、平成24年8月に、被災した海岸の災害復旧工事（予定価格285,090,000円）の入札参加資格について、通常であれば、工事施工場所の所在する宮城県内に本社を有する者と地域要件を設定するが、当初の入札から東北地方整備局管内に本社を有する者と地域要件を緩和して一般競争入札を行ったところ、8者が応札し山形県内に本社を有する者と契約を締結するに至った。

<参考事例2>入札不調となった後に地域要件を緩和したところ、契約に至った事例

岩手県沿岸広域振興局は、平成24年4月に、被災した橋りょうの災害復旧工事（予定価格28,939,000円）の入札参加資格について、同振興局管内に本社を有する者と地域要件を設定して一般競争入札を行ったところ、応札者がいなかったことから不調となった。

その後、同振興局は、当該地域要件を緩和して、岩手県内に本社を有する者も入札参加が可能とするなどして改めて一般競争入札を行ったところ、5者が応札して、同振興局の区域外の同県胆沢郡金ヶ崎町に本社を有する者と契約を締結するに至った。

一方、市町の多くが入札参加資格として、当該市町の区域内に本社又は本店を有する建設事業者を指名して入札を実施しているが、中には、当該市町の区域外の者を指名して入札を行っている市町も見受けられた。

上記について参考事例を示すと、次のとおりである。

<参考事例3>入札不調となった後に、町内又は隣接市内から東北地方にしたところ、同町の区域外の者と契約に至った事例

岩手県下閉伊郡山田町は、平成24年1月に、被災した橋りょうの災害復旧工事（予定価格62,718,600円）について、同町内又は隣接する宮古市内に本社を有する8者を指名して指名競争入札を行ったところ、応札者がいなかったことから不調となった。

その後、東北地方に支社を有する者も指名して、11者による指名競争入札を行ったところ、5者が応札し、盛岡市内に支社を有する者と契約を締結するに至った。

イ 施工実績要件の緩和

施工実績要件については、工事の品質を確保しつつ、緩和できるものについては

緩和することにより、より多くの建設事業者が入札に参加しやすくなるため、入札不調対策として一定の効果があると考えられる。

上記について参考事例を示すと、次のとおりである。

＜参考事例4＞入札不調対策として、施工規模については要件とせず、総合評価落札方式で考慮することとした事例

東北農政局は、災害復旧工事の入札不調対策として、平成24年2月から一定規模以下の工事において、25年1月からは全ての工事において、同種工事の施工実績について工種のみを入札参加資格とし、施工規模については総合評価落札方式により評価することとし、要件として求めないこととしている。

＜参考事例5＞特殊な工種の工事のみに施工実績要件を付している事例

福島県は、入札制度改革の一環として、平成19年度以降、同種や類似工事の実績に関する要件、同規模工事の実績に関する要件については、原則、設定しないこととしている。すなわち、トンネル工事、橋りょう下部工事、ダム工事等の特殊又は難易度の高い工事については例外的にこれらの要件を設定することができるものの、その他の工種の工事については、原則として施工実績要件を付さないこととしている。

ウ 等級要件の緩和

等級要件については、工事の品質を確保しつつ緩和できるものについては緩和することにより、より多くの建設事業者が入札に参加できることになるため、入札不調対策として一定の効果があると考えられる。

上記について参考事例を示すと、次のとおりである。

＜参考事例6＞本来、B等級に属する建設事業者に入札参加が認められる工事について、C等級に属する建設事業者の入札参加も認めている事例

東北地方整備局は、平成23年12月以降は、一般土木工事のB等級（予定価格3億円以上7億2000万円未満）に属する建設事業者に入札参加が認められる工事のうち工事難易度の低い一部の工事についてはC等級（同6000万円以上3億円未満）に属する建設事業者も入札に参加できるなどとしている。なお、これにより、25年2月現在の東北地方整備局のB等級の登録事業者数は46者であるが、C等級の建設事業者を含めると1,070者になる。

<参考事例7> A等級及びB等級に属する建設事業者に、本来、それぞれの上位等級に属する建設事業者に入札参加が認められる工事への参加を認めている事例

宮城県は、平成24年4月以降は、復旧・復興工事の土木一式工事について、A等級（予定価格3000万円以上1億円未満）及びB等級（同1000万円以上3000万円未満）に属する建設事業者も、本来、それぞれの上位等級であるS等級及びA等級に属する建設事業者に入札参加が認められる工事の入札に参加できる制度を試行している。なお、これにより、S等級（登録事業者数107者）の工事には352者が、A等級（同245者）の工事には730者が入札に参加できることになる。

エ 建設資材の不足に対する事業主体の対策

東北3県の沿岸部では、港湾工事等に使用する割栗石、コンクリート用又は道路用の骨材、生コンクリート等の建設資材の不足が著しいことから、個々の建設事業者だけでは解決できない問題であるとして、東北地方整備局、東北農政局及び宮城県は、次のとおり、二次製品の活用により需要量を減少させたり、遠隔地からの調達により供給量を増加させたりするなどの対策を執っている。

(ア) 東北地方整備局及び東北農政局における対策

a 代替品の活用、遠隔地からの調達等

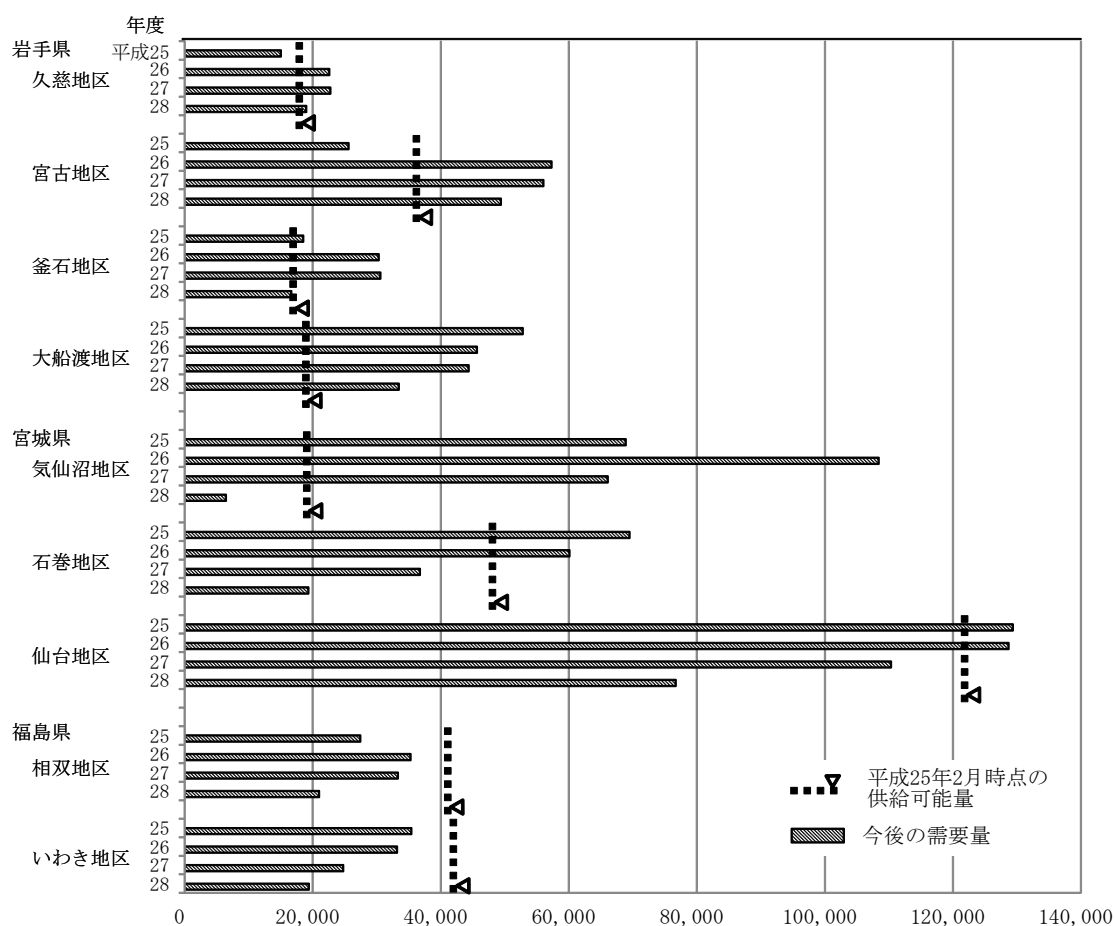
東北地方整備局及び東北農政局は、海岸工事、港湾工事等におけるコンクリートの使用量が膨大になることから、現場で生コンクリートを打設する代わりに、遠隔地で製作した二次製品等を活用することにより、直轄工事における生コンクリートの使用量の減少に取り組んでいる。また、一般に、碎石、砂等は、価格に占める運搬費の割合が大きいため、工事現場に近い生産地から調達されることになるが、これらの資材は遠隔地から調達することも可能であることから、東北地方整備局は、港湾工事において、建設事業者が生コンクリート用の碎石等を船舶等により遠隔地から調達したり、コンクリートミキサー船を用いたりするようにして供給量の増加に取り組んでいる。

b 生コンクリートの需給予測

東北地方整備局は、東北3県における国、地方公共団体等が発注する工事での建設資材の需要の見込数量及び事業者団体における建設資材の供給可能量について定期的に調査を実施して、国、地方公共団体、供給事業者の団体等に対して、その需給見通しなどの情報を提供している。そして、これによれば25年度

から28年度までの東北3県の沿岸部の9地区における生コンクリートの需給予測において、図5のとおり、需要量が供給可能量を大幅に上回る地区が見受けられた。

図5 東北3県沿岸部の9地区における生コンクリートの需給の動向（単位：m³/月）



（注）平成25年度の需要量は、25年10月1日から26年3月31日までのものである。

c 生コンクリートの供給増大

生コンクリートは、品質を確保するために、練り混ぜてから打設完了まで2時間以内、工場から現場までの運搬時間は90分以内と制限されていることから、工事現場において供給を受けることが可能な生コンクリート工場は、90分圏内に所在する範囲に限られる。このことから、東北地方整備局は、今後、三陸沿岸道路の整備が本格的に開始されることに伴い生コンクリートの膨大な需要が見込まれる岩手県の宮古地区及び釜石地区で、建設事業者により生コンクリー

ト工場の設置等がなされるような対策の導入を検討しているとしている。

(イ) 宮城県における対策

宮城県は、復旧・復興事業に係る工事の増大により、生コンクリートの需要量が供給可能量を大幅に上回る見通しである気仙沼地区及び石巻地区において、生コンクリート用の砂を県外から調達するために、24年8月から同年11月にかけて、荷揚施設の確保と仮置場の候補地の選定について、情報提供や調整を行い、同年12月から県外からの調達を開始している。

(6) 入札不調対策等に対する意識調査

ア 24年10月から25年3月までの入札不調の発生割合

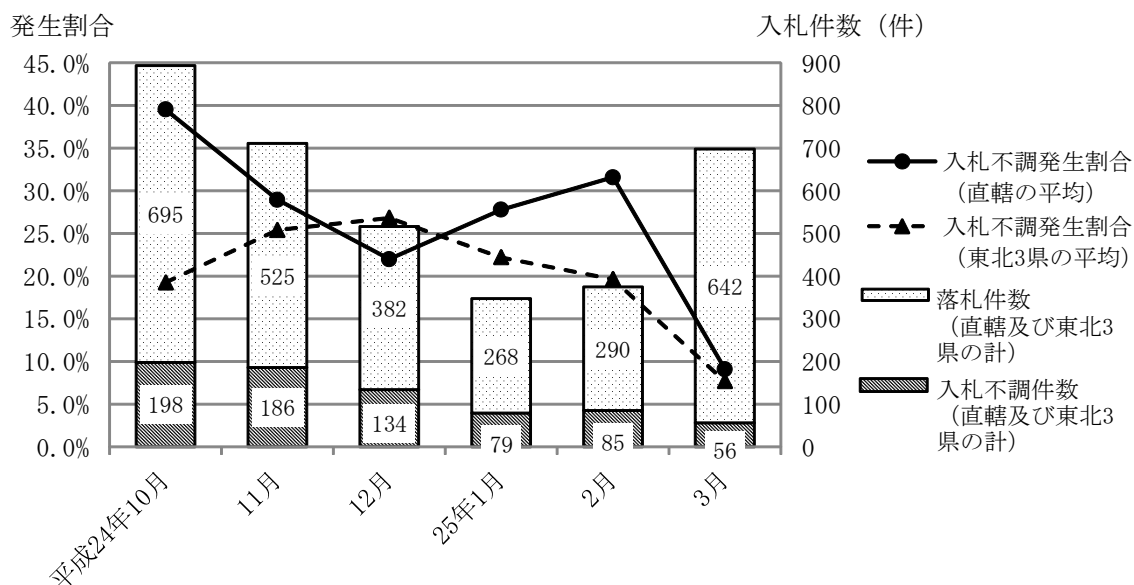
東北地方整備局、東北農政局、東北3県等の23年10月から24年9月までの入札不調の平均発生割合は、表17のとおり、直轄で15.7%、東北3県で19.4%となっている。

表17 入札不調の平均発生割合（平成23年10月から24年9月まで）（単位：％）

事業主体	直轄	東北3県			21市町		
		東北地方 整備局	東北 農政局	岩手県	宮城県	福島県	
入札不調の 平均発生割合	15.7	15.4	17.5	19.4	6.9	27.2	14.2
							27.0

前記のとおり、国土交通省及び農林水産省は、24年2月以降、各種の入札不調対策を示しており、東北地方整備局、東北農政局、東北3県等はこれを受けて対策を導入するなどしてきているところであるが、24年10月から25年3月までの入札不調の平均発生割合は、直轄で25.1%、東北3県で19.8%となっている。そして、25年3月の発生割合は、図6のとおり、直轄で9.0%、東北3県で7.6%となっている。

図6 入札不調の発生割合等（平成24年10月から25年3月まで）



（注） 連絡協議会（第6回）の資料等により作成している。

イ 東北3県及び近隣3県に所在する建設事業者に対する意識調査

入札不調が続いている原因の一つは、被災地域に存在する建設事業者数、技術者、技能者等の人数、資材を供給する生産設備の能力等が決まっており、受注者側で一定の期間内に受注することが可能な工事の絶対量には限度があるのに対して、事業主体における発注量が東日本大震災前に比べて大幅に増加していることによるが、復旧・復興事業を迅速かつ円滑に実施していくためには、これまで講じられた入札不調対策の効果を検証して、その結果によっては更なる対策を講ずるよう検討することも必要である。そして、入札不調対策の効果の検証に当たっては、受注者となる建設事業者において、入札不調対策に対してどのような意識を持っているのかなどを把握しておくことも重要である。そこで、東北3県及び近隣3県に所在する建設事業者のうち各県に登録されている建設事業者からそれぞれ1,500者を抽出して、計3,000者に対して25年4月に質問票により意見を徴取したところ、東北3県927者、近隣3県979者、計1,906者（回答率63.5%）から回答が得られた（回答者の属性については巻末別図表-1及び2参照）。

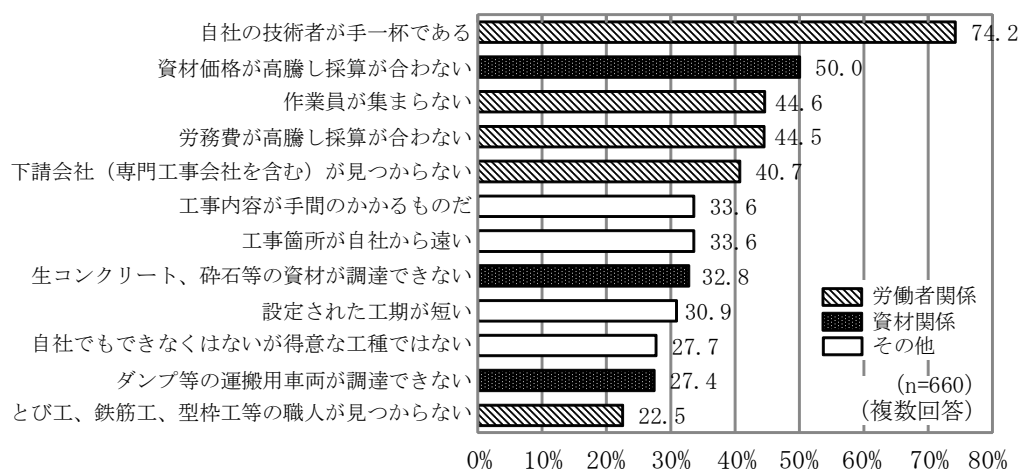
そして、入札への不参加理由、入札不調対策に関する認知度、評価等、建設事業者の受注余力等、入札参加資格の緩和の各項目に対する回答は次のとおりとなっている。

(ア) 入札への不参加理由

東北3県の建設事業者927者のうち復旧・復興工事について、入札参加資格があるのに一般競争入札への参加を見合わせたことや、指名競争入札の指名通知を受けたが入札を辞退したことがあるとした者は660者（71.1%）となっており、その主な理由は、図7のとおり、自社の技術者が手一杯であるとした者が74.2%と相当の割合を占めるなど労働者関係の理由が大半を占めていた。

図7 入札不参加の主な理由

（単位：％）



注(1) 図中の数字は、入札参加資格があるのに一般競争入札への参加を見合わせたことや、指名競争入札の指名通知を受けたが入札を辞退したことがあるとした660者のうち、当該理由を選択した者の割合である。また、複数回答を可としているため、各理由の割合を合計しても100％にはならない。

注(2) 図中のnは、回答者数を表している（以下の図において同じ）。

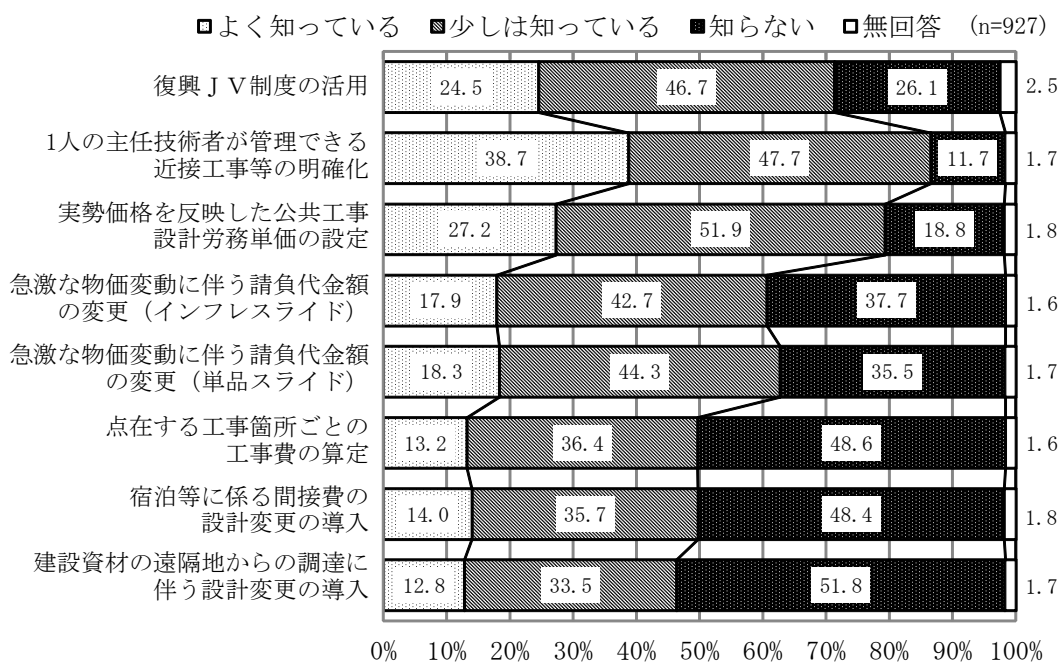
(イ) 入札不調対策

a 入札不調対策に関する東北3県の建設事業者の認知度等

(a) 建設事業者の認知度

東北3県の事業主体が執った入札不調対策の内容について、東北3県の建設事業者927者の認知度については、図8のとおり、建設事業者が受注した後に費用が増加し赤字になるという懸念を払拭するための対策である建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入を知らないとしている者の割合が51.8%、宿泊等に係る間接費の設計変更の導入を知らないとしている者の割合が48.4%となっており、およそ半数を占めていた。また、点在する工事箇所ごとの工事費の算定を知らないとしている者の割合が48.6%となっていた。

図8 東北3県の建設事業者における入札不調対策の認知度 (単位：%)

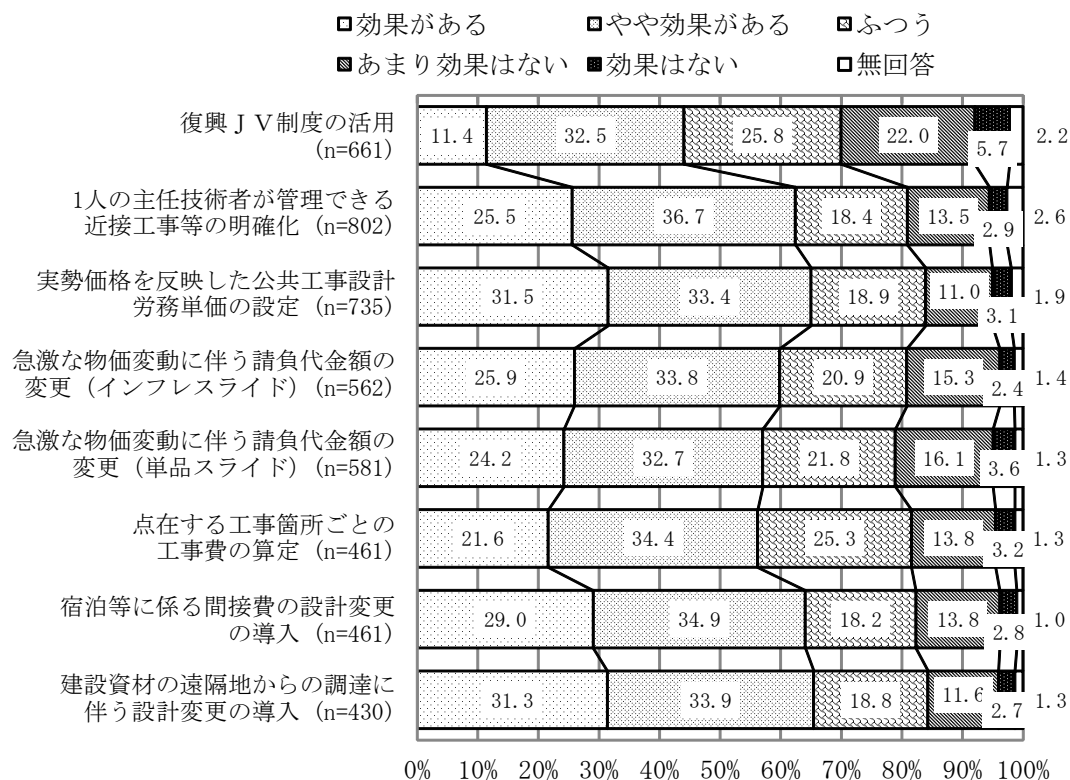


(b) 建設事業者の評価

入札不調対策について、その内容をよく知っている又は少しは知っているとしている者における各対策についての評価は、図9のとおり、効果があるやや効果があるとを合わせた者の割合は、復興JV制度については44.0%となっていた一方で、その他の対策については60%程度となっていた。

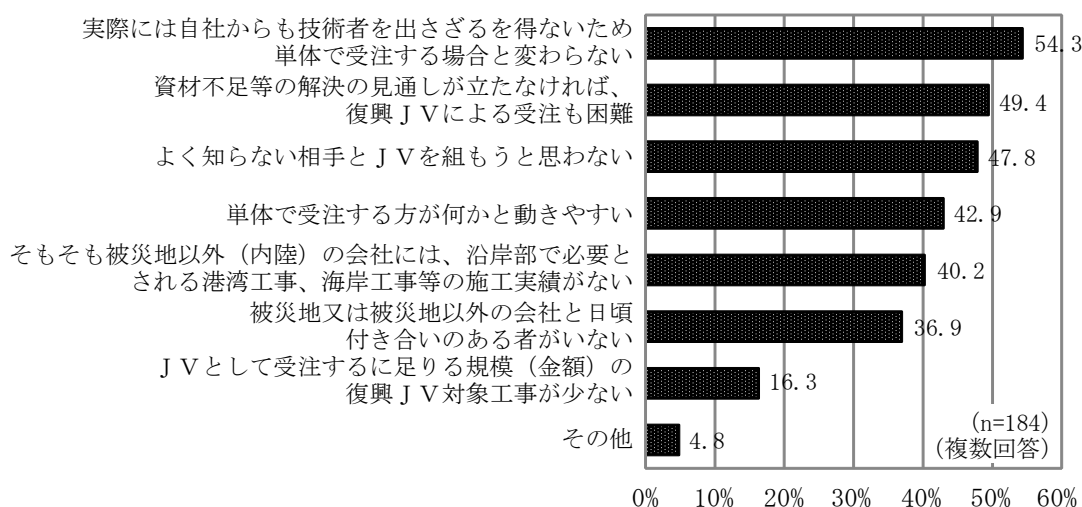
図9 入札不調対策に対する評価

(単位：％)



また、復興 J V 制度については、効果はないとあまり効果はないとを合わせた者の割合が27.8％と最も高く、その理由は、図10のとおり、実際には自社からも技術者を出さざるを得ないため単体で受注する場合と変わらないが54.3％、単体で受注する方が何かと動きやすいが42.9％となっており、復興 J V 制度の目的に沿って制度が活用されるよう対象工事を検討する必要があると思料される。また、よく知らない相手と J V を組もうと思わないが47.8％、被災地又は被災地以外の会社と日頃付き合いのある者がいないが36.9％などとなっていた（その他の対策については巻末別図表-3参照）。

図10 復興JV制度について効果はない又はあまり効果はないとしている理由（単位：％）



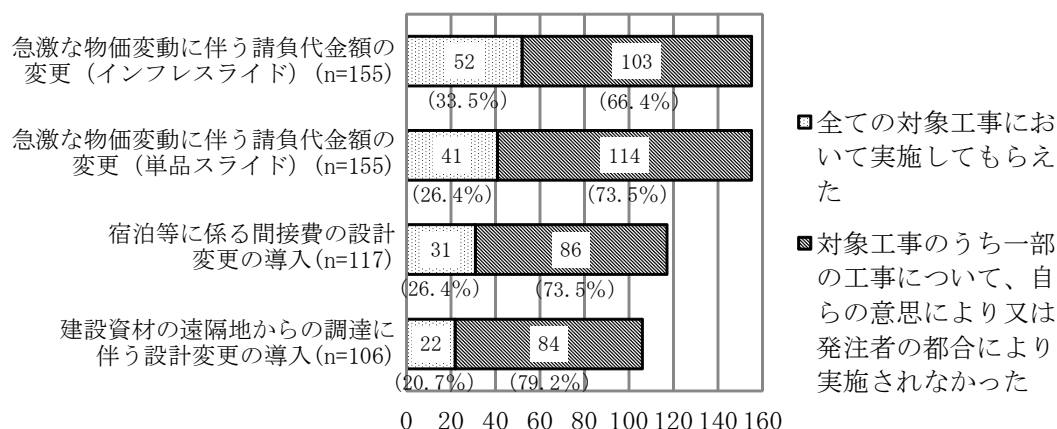
(注) 図中の数字は、復興JV制度について効果はないとあまり効果はないとを合わせた184者のうち、当該理由を選択した者の割合である。また、複数回答を可としているため、各理由を合計しても100％にはならない。

(c) 入札不調対策の活用実績

前記のとおり、インフレスライド等の対策については、効果があるとしている者が60％程度を占めていたが、24年度の公共工事を元請として受注したことがある者のうち、入札不調対策の適用対象となる工事を行ったことがあるとする者における同対策の適用状況についてみると、図11のとおり、建設事業者自らの意思又は事業主体の都合により実施されなかったとする者は、いずれの対策においても60％を超えていた。

図11 各入札不調対策の適用状況

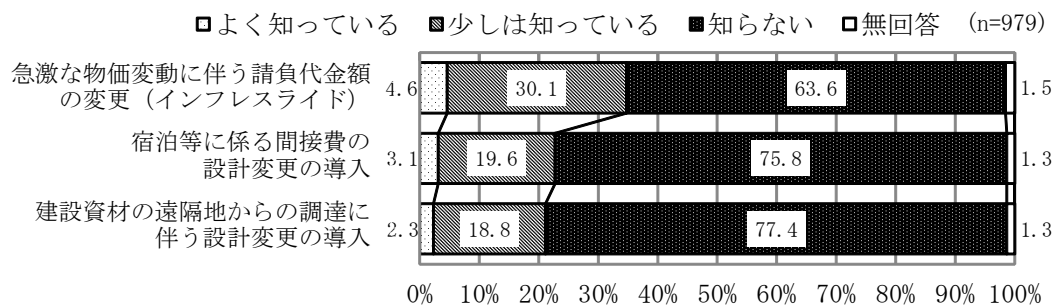
(単位：件、％)



b 入札不調対策に関する近隣3県の建設事業者の認知度

近隣3県の建設事業者が東北3県における工事を受注した場合に影響が大きいと思われる入札不調対策に関する近隣3県の建設事業者979者の認知度については、図12のとおり、入札不調対策の内容について、知らないとしている者の割合が60%を超えていた。

図12 近隣3県の建設事業者における入札不調対策の認知度 (単位：%)



(ウ) 建設事業者の受注余力等

a 東北3県の建設事業者の受注余力等

前記のとおり、東北3県の建設事業者の入札不参加の理由として、労働者や資材の確保ができないとする理由が大半を占めているが、今後、公共工事を受注した場合における労働者や資材の確保の見通しについてみると、必要となる又は使用すると回答した者に占める、やや確保が難しそうとかなり確保が難しそうとを合わせた者の割合が高い主なものは、労働者については、交通誘導員A (67.1%)、鉄筋工 (64.2%)、型枠工 (63.5%)、資材については、捨石 (43.1%)、鋼矢板 (33.7%)、生コンクリート (32.6%) であった。

また、会社の手持ち工事の件数や規模、技術者の数を考慮した建設事業者の今後の受注余力について、あまり余力がないとした者の割合は34.1%、ほとんど余力がないとした者の割合は13.0%となっていた。

b 近隣3県の建設事業者の参入意欲等

(a) 復旧・復興事業に係る工事への建設事業者の参入実績

近隣3県の建設事業者979者のうち元請又は下請として、復旧・復興事業に係る工事へ参入したとしている者は324者 (33.0%) となっていた。参入した理由については、被災地の復旧・復興にぜひとも貢献したかったが66.3%、

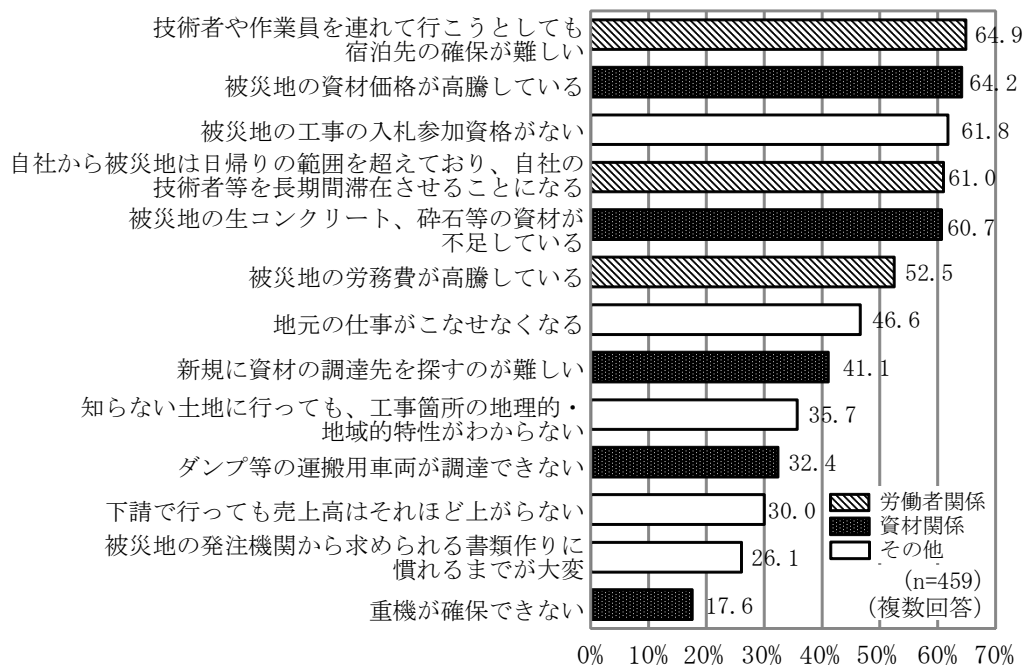
被災地の知り合いの会社から手伝いを頼まれたが51.8%、地元の公共工事が少なかったが32.0%などとなっていた。

(b) 東北3県で実施される今後の復旧・復興事業に係る工事への参入意欲等

近隣3県の建設事業者979者のうち東北3県で実施される復旧・復興事業に係る工事について、今後、受注する予定がある又は受注を希望している者は459者（46.8%）となっていた。その理由については、被災地の復旧・復興にぜひとも貢献したいが73.6%、会社としての施工実績を積みたいが50.1%、地元の公共工事が少ないが46.8%などとなっていた。

また、東北3県で実施される復旧・復興事業に係る工事について、今後、受注する予定がある又は受注を希望している者は半数程度を占めているが、仮に、受注しようとする場合に懸念する主な事項は、図13のとおり、技術者や作業員の宿泊先の確保、資材価格の高騰、被災地の工事の入札参加資格等となっていた。

図13 受注しようとする場合に懸念する主な事項 (単位：%)



(注) 図中の数字は、東北3県で実施される復旧・復興事業に係る工事について、今後、受注する予定がある
と受注を希望しているを合わせた459者のうち、当該事項を選択した者の割合である。また、複数回答
を可としているため、各理由を合計しても100%にはならない。

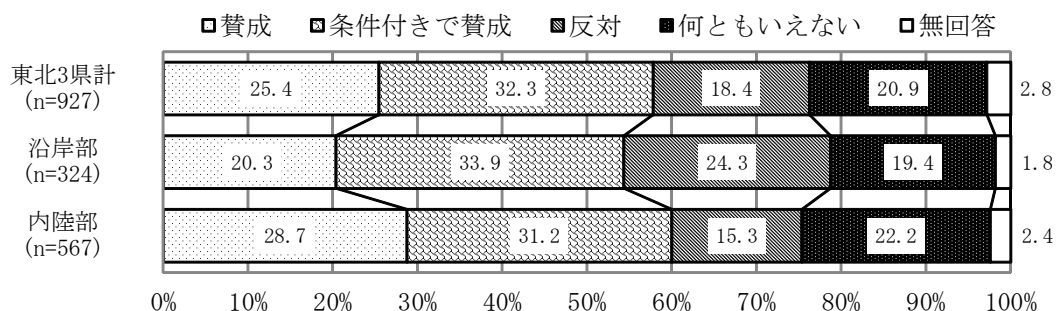
なお、近隣3県の建設事業者が地元の事業主体に要望する事項として、被災地の工事の実績を地元の公共工事における総合評価落札方式や指名競争入札で積極的に考慮してほしいとしている者が193者（42.0％）となっていた。

(エ) 入札参加資格の緩和

a 東北3県における入札参加資格の緩和に対する東北3県の建設事業者の意見

復旧・復興事業に係る工事に関する入札不調対策として地元以外の建設事業者の入札への参加を認める地域要件の緩和を図ることなどについて、東北3県の建設事業者の意向を内陸部と沿岸部に分けてみると、図14、図15及び図16のとおりに、賛成と条件付きで賛成とを合わせた者の割合がいずれも50％を超えている。

図14 地域要件の緩和についての東北3県の建設事業者の意見 （単位：％）



(注) 沿岸部か内陸部かについて回答していない者があるため合計しても計と一致しない（図15及び図16も同じ。）。

図15 施工実績要件の緩和についての東北3県の建設事業者の意見 （単位：％）

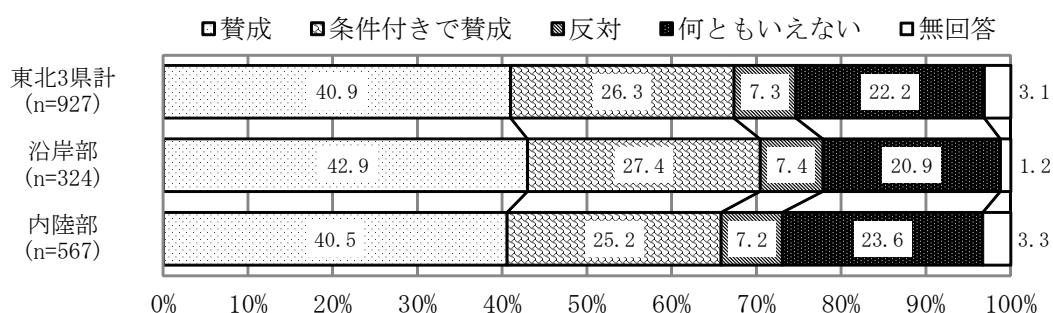
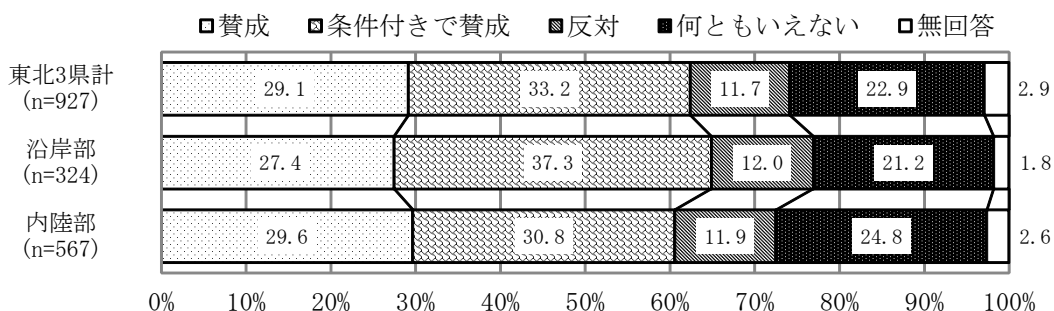


図16 等級要件の緩和についての東北3県の建設事業者の意見 (単位：％)

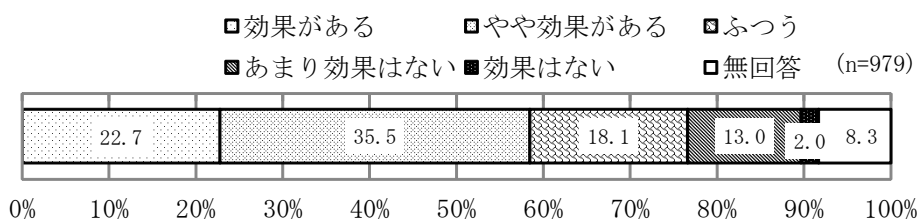


そして、条件付きで賛成としている者は、地域要件の緩和については300者、等級要件の緩和については308者となっていた。その条件についてみると、地域要件の緩和については、対象事業を災害復旧事業等に限定が52.0%、入札不調となった案件に限定が51.3%、工種の限定が34.6%となっており、また、等級要件の緩和については、対象事業を災害復旧事業等に限定が50.9%、入札不調となった案件に限定が53.5%、工種の限定が30.8%となっていた。

b 東北3県における入札参加資格の緩和に対する近隣3県の建設事業者の意見

前記のとおり、近隣3県の建設事業者が被災地の工事を受注しようとする場合に懸念する事項として、入札参加資格がないとしている者の割合が61.8%となっていたが、仮に、地域要件の緩和を行った場合の効果についての評価は、図17のとおり、効果があるとやや効果があるとを合わせた者の割合が50%を超えていた。

図17 地域要件の緩和を行った場合の効果についての評価 (単位：％)



4 所見

(1) 検査の状況の概要

東日本大震災に係る復旧・復興事業の早期の実施が求められている中、地震及び津波により甚大な被害を受けた東北3県における復旧・復興事業に係る工事において、入

札不調が発生している。そして、今後も多額の復旧・復興事業の実施が見込まれていることから、入札不調の発生を抑制し、速やかに復旧・復興事業が実施されることが重要である。

会計検査院は、直轄事業及び補助事業に係る工事の入札等において、入札不調はどの程度発生しており、その原因は何か、国が講じている入札不調対策は事業主体にどの程度導入されているか、また、入札不調対策は入札不調の発生を抑制するために効果的なものとなっているかなどに着眼して検査を行ったところ、次のような状況が見受けられた。

ア 23年10月から24年9月までに入札に付すなどされた復旧・復興事業等に係る工事の入札不調の発生割合は、直轄事業と補助事業を合わせて件数で21.1%となっていた。

イ 入札不調が発生した場合には、再度公告入札を実施するまでに工事内容等の見直しなどのために相応の時間を要することになるが、東北3県等の工事において確認できた267件についてみると、再度公告入札準備期間が3か月を超えている工事は59件、このうち6か月を超えている工事は9件となっていた。

ウ 東北3県においては、震災後、技能者等が不足して、公共工事設計労務単価が上がったり、生コンクリート等の建設資材の需給がひっ迫して価格が上昇したりしていた。

エ 東北地方整備局、東北農政局及び東北3県については、ほとんどの入札不調対策は導入され活用されているが、一部の市町については、導入されていない対策も見受けられた。また、入札不調対策が導入されているものの、活用率の低い対策も見受けられた。

オ 被災地で不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保するための復興JV制度については、同制度が試行されてから1年以上が経過しているが、東北地方整備局においては、復興JVを対象として入札が行われた工事件数63件のうち復興JVが入札に参加した工事件数は9件となっており、また、東北農政局においては、これまで復興JVが参加できる入札を行っていないかった。

カ 事業主体の中には、入札不調対策として当初の入札から地域要件、施工実績要件及び等級要件の緩和を行っている事例が見受けられた。

キ 東北3県の沿岸部における25年度から28年度までの生コンクリートの需要予測によると、需要量が供給可能量を大幅に上回る地区が見受けられ、事業主体の中には、

二次製品を活用したり、骨材を遠隔地から調達したりするなどの取組を行っている事例が見受けられた。

ク 東北3県及び近隣3県の各県の登録建設事業者に対して復旧・復興事業に係る工事の入札不調対策等に対する意識調査を実施したところ、次のとおりとなっていた。

(ア) 東北3県の建設事業者において、入札参加資格があるのに一般競争入札への参加を見合わせるなどしたことがあるとした者は7割程度となっており、その理由は自社の技術者が手一杯であるとした者が7割超と相当の割合を占めるなど労働者関係の理由が大半を占めていた。

(イ) 受注後に費用が増加し赤字になるという建設事業者の懸念を払拭するための建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入等の対策について、知らないとしている者が東北3県の建設事業者において5割程度、近隣3県の建設事業者において6割を超えていた。

(ウ) 東北3県の建設事業者において、国が講じている入札不調対策について、効果があるとやや効果があるとを合わせた者が復興JV制度については4割程度となっている一方で、急激な物価変動に伴う請負代金額の変更、建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入等のその他の対策については6割程度となっていた。

(エ) 東北3県の建設事業者において受注余力がないなどとしている者が5割程度を占めており、また、近隣3県の建設事業者の5割程度は復旧・復興事業に係る工事への参入意欲がある状況となっていた。

(オ) 東北3県の建設事業者において、入札参加資格の緩和について、賛成と災害復旧事業に限定するなどの条件付きで賛成とを合わせた者が5割を超えていた。

(2) 所見

東日本大震災の被災地では、速やかな復旧・復興が待ち望まれているが、東北3県における復旧・復興事業に係る工事において、技術者、技能者等の人材、砂、碎石、生コンクリート等の建設資材の不足が生ずることなどにより、入札不調が高い割合で発生している。さらに、同一の工事について、入札不調が繰り返されることにより発注担当者の業務量が増えることはもとより、工事の完成が遅れることも懸念される。

これに対して、事業主体は、国土交通省及び農林水産省から発出された通知等を受けて、入札不調を解消すべく各種の対策を実施しているが、東北3県においては、海岸、河川、下水道等の災害復旧事業に加えて、住民の生活に直結する仮設住宅の入居者等

のための災害公営住宅の整備、三陸沿岸道路の整備等の復興事業が予定されており、これらを合わせると27年度までの集中復興期間を中心に工事の発注量が膨大なものになることが見込まれることから、今後の発注量の増加等に伴い入札不調の割合は高水準で推移するおそれがある。

一方、復旧・復興事業の財源は、国民の税金をもって賄われるものであることから、事業の効率性、有効性等にも配慮をしつつ進めることが必要である。

以上の検査の状況を踏まえて、国土交通省及び農林水産省において、引き続き、次の点に留意して、入札不調に対して実効性のある対策を講ずることにより、円滑かつ迅速な復旧・復興事業の実施に努める必要がある。

ア 被災地の雇用を維持しつつ広域的な観点から技術者等の確保を図るための復興JV制度が更に活用されるよう、入札不調の発生状況等に応じて復興JVを対象とする入札件数を増やすことなどを検討する。

イ 建設資材について、引き続き需給の動向の把握に努めるとともに、ひっ迫の程度に応じて供給量の増大や広域的調達等が図られるよう適切に対策を検討する。

ウ 地方公共団体に対して次のような要請等を行う。

(ア) 東北3県において、実施している入札不調対策を管内に所在する建設事業者に周知したり、国の示した入札不調対策をいまだ導入していない管内の市町村に改めて周知したりする。

(イ) 近隣3県において、被災地において実施している入札不調対策を管内に所在する建設事業者に周知する。

エ 東北3県及び管内の市町村において、復旧・復興事業に係る工事を発注する際に、工事の品質を確保しつつより多くの建設事業者の参入が容易になるよう、地域の実情等に応じて、地域要件、施工実績要件又は等級要件を緩和している事例等を参考にできるよう連絡協議会等において情報提供を行う。

会計検査院としては、27年度までの集中復興期間において復旧・復興事業に係る相当量の工事の発注が続く見込みであることから、東北3県における入札不調の状況の推移、その対策の実施状況、効果等について引き続き注視していくこととする。